出席議員（１８名）

１番	石森靖明　君	２番	伊東　潤　君
３番	吉田　清　君	４番	小田部峰之　君
５番	森　裕樹　君	６番	加藤　滋　君
７番	安藤義憲　君	８番	佐久間光洋　君
９番	平間幸弘　君	１０番	桜場政行　君
１１番	吉田和夫　君	１２番	秋本好則　君
１３番	大坂三男　君	１４番	佐々木裕子　君
１５番	広沢　真　君	１６番	白内恵美子　君
１７番	平間奈緒美　君	１８番	髙橋たい子　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口　茂　君
副町長	水戸英義　君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴　君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一　君
まちづくり政策課長	沖館淳一　君
財政課長	藤原輝美幸　君
税務課長	遠藤　稔　君
町民環境課長	日置幸枝　君
健康推進課長	佐藤正人　君
福祉課長	佐藤　潤　君
子ども家庭課長	工藤昌之　君

農政課長併 農業委員会事務局長	熊谷英樹　君
商工観光課長	天野　敬　君
都市建設課長	池田清勝　君
上下水道課長	平間一行　君
危機管理監	平間信弘　君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則　君
教育総務課長	小林威仁　君
生涯学習課長	大宮かつ子　君
スポーツ振興課長補佐	高橋秀治　君

事務局職員出席者

議会事務局長	大山　薫
次長	高木信孝
主幹	今野裕介
主事	佐藤麻美

議　事　日　程　（第３号）

令和５年９月６日（水曜日）　午前９時３０分　開　議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　一般質問

（８）　白　内　恵美子　議員

（９）　佐々木　裕　子　議員

(10)　安　藤　義　憲　議員

(11)　広　沢　　真　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時３０分　　開　議

○議長（髙橋たい子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋たい子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番白内恵美子さん、17番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第２　一般質問

○議長（髙橋たい子君）　日程第２、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番　白内恵美子君　登壇〕

○16番（白内恵美子君）　おはようございます。16番白内恵美子です。３問質問いたします。

１問目、雨水管理総合計画の進捗状況は。

今年は７月、８月と命に危険のある猛暑が続き、地球沸騰化とも言われています。猛暑で海水の温度が上がることにより、今後益々台風の大型化は避けられない状況です。今年は既に大型台風が発生し、国内でも台風に伴う線状降水帯により甚大な被害が発生しました。被災された方々が一日も早く日常生活を送ることができるよう祈るばかりです。

町内でも、全国各地の被害状況に心を痛めている方がいます。令和元年台風19号で被災された方は「床上浸水した当時の恐怖と混乱、後片付けに追われた日々を思い出し、とても辛い。あの思いは二度としたくない」と話してくれました。また、線状降水帯は今後日本中どこででも発生の可能性があることから、現在町が進めている「柴田町雨水管理総合計画」の策定を待

ち望んでいるとのことです。計画策定が遅れているようですが、進捗状況について伺います。

１）船迫排水区の雨水管理総合計画の策定は、予定では令和４年度３月となっていたが、進捗状況について伺う。遅れている理由は。

２）船迫排水区以外の雨水管理総合計画策定は、令和５年度中の予定だが、進捗状況は。また、遅れているのであれば、その理由は。

３）雨水管理総合計画の中には、どのような内容を盛り込む予定なのか。

４）国土交通省は「住民参画による流域治水への転換」を推進している。町の水害対策を検討するにあたっては、関係者である住民や企業の参画による「住民目線」に立った議論を活発に行う必要がある。計画のたたき台作成の段階で、排水区ごとに住民説明会を開催し、住民の意見や要望を聴くことを提案する。

５）計画策定後に水害対策事業を実施するためには、どのような過程を辿り、どのような課題と向き合わねばならないのか。

２問目、子どもの最善の利益を最優先に、放課後児童クラブの在り方の再考を。

全国学童保育連絡協議会発行の『学童保育情報2022-2023』の中に、全国学童保育連絡協議会の「学童保育の充実で子どもたちに豊かな放課後を～公的責任で学童保育の施策拡充を求める提言」があり、次のように明記されています。

学童保育は保護者の働きつづけること・子どもを育てることへの思いと選択に基づき、指導員のかかわりをよりどころとして、子ども自らが進んで通いつづけることのできる、安心して過ごせる充実した毎日の「生活の場」であるということです。私たちは……（中略）「子どもの最善の利益」を考え、「子どもの権利」を保障するための取り組みをつづけてきました。子どもが学童保育で毎日継続した生活をおくることができるのは、保護者にとっては大きな安心と支えにつながります。「権利としての学童保育」が保障されることは社会的な課題です。

この提言を踏まえて、柴田町では現在「権利としての学童保育」を保障しているでしょうか。改めて放課後児童クラブの在り方について考える必要があるのではないでしょうか。学童保育に対する町の考えを伺います。

１）柴田町放課後児童クラブ条例第３条の（対象児童）に、「町内の小学校に在学する児童……」とある。１年生から６年生までが対象だが、入所できない児童がいるのは何故か。

２）入所を拒否するのは、第４条（入所の許可等）の、どの事項に該当するのか。不許可通知書の理由欄には何と記入しているのか。

３）入所申請しても入所できない「待機児童」の人数は。募集の際に３年生までと制限をし

ていないか。

４）『学童保育情報2022-2023』に、「学年別の入所児童数と割合の推移」として、全国の合計が掲載されている。2020年～2022年の入所児童数は前年比で増加、2022年の４年生の数は３年生の53％であり、３年生の約半分は４年生になっても継続して利用している。４年生以上がほとんど入所できない柴田町の現況は、全国レベルに達していないのではないか。

５）国は学校の校庭や体育館、図書館等の学校施設を徹底活用することで学童保育を増やす方針である。町内の児童クラブでは、学校施設をどの程度活用しているのか。

６）何人から入所申請が提出されるか分からないので、就学の１、２年前に入所希望の事前調査を行い、定員を上回るようであれば対応策を講じるべきなのでは。

７）各児童クラブは子どもたちの「生活の場」に相応しい広さが確保されているか。町では子どもたちが生活する専用室の面積を省令で定める１人当たり1.65平方メートルを基準としているが、本当にこれで十分と考えているのか。特に柴田・船迫・西住児童クラブは、かなり狭いのでは。また、静養室・スペースが確保されていないのでは。

８）学童保育事業は、子どもたちに放課後の豊かな時間を保障し、保護者が安心して働き続けることができるよう支援するものである。入所希望者全員が入所できるよう最大限の努力をすべきでは。

９）第６次柴田町総合計画後期基本計画の「子ども・子育て支援の充実」の施策に、放課後児童クラブは明記されておらず、数値目標にも保育所等の待機児童数はあるが、放課後児童クラブ待機児童数は明記されていない。女性が働き続けるために、学童保育は保育所と同様に必須事業である。早急に「放課後児童クラブの在り方」について、保護者や専門家、現場職員を交えて議論し、「子どもの最善の利益」を最優先にした施策を考えることを提案する。

３問目、住民参加による新図書館の建設を。

柴田町の図書館建設は、平成11年12月議会で図書館の基本設計料1,500万円がゼロに修正されてから24年もの時を経て、今年６月30日に記念すべき第１回新図書館建設検討委員会が開催されました。委員会を傍聴したところ、気になる点があったので質問します。

１）検討委員会とは専門家の集まりで、そこに数名の住民代表は入るものと認識していたが、10名の委員の内、図書館関係者は１名だけだった。図書館開館準備に携わった経験のある専門家をなぜ招聘しなかったのか。

２）本来、基本構想は図書館長もしくは図書館長予定者がたたき台を作成し、それを建設検討委員会で議論するものだと考える。柴田町の場合、基本構想のたたき台を作成するのは業者

なのか。

３）基本構想案を作成する際には、事前に地域ごと、団体ごとに多くの住民の意見・要望を広く聴く必要がある。住民意見聴取のためのワークショップ開催のスケジュールは。

４）滝口町長は、平成14年度９月議会で、私の図書館に関する一般質問に対し「図書館建設というのは、たんに勉強するところを整備するのではなく、文化・情報を発信して町の雰囲気を変えて来訪者を増やし、人の流れを変え、町の活性化を後押しするものと私は位置付けています」と、また「図書館づくりの鍵を握るのは、その建設プロセスに多くの住民が関わるということです。自分たちで図書館を企画し、具体的に考えて共に苦労を重ねることから、よりよい図書館が造れるものだと。その勉強する過程からもうすでに図書館建設がスタートしていると考えています。町民や専門家による協同のワークショップを重ねることで、住民に親しまれる図書館ができ、新たな柴田町のコラボレーションの構築にも役立つものだと思います」と、答弁なさったが現在の考えは。

５）私は以前から、新図書館に向けて早い段階で図書館長を招聘または全国公募するよう提案してきた。町長は、令和２年度２月会議で私の一般質問に対し「新図書館建設検討委員会を立ち上げ、その中で外部からの図書館長を招くことを検討し……」と答弁している。何回目の建設検討委員会で検討するのか。

また、早い段階で図書館長の招聘が必要かどうかを議論するには、図書館建設を牽引する図書館長の果たす役割について各委員が理解している必要がある。議論する前に、研修を行うことを提案する。

６）柴田町ではこれまで、図書館建設へ向けた様々な取り組みを重ねてきた。多彩な講師を招き何度も開催した図書館講演会、図書館研究会からの報告書「公立図書館の望ましい姿について」、総務省地域情報化アドバイザー岡本　真氏の「柴田町新図書館町民普及展開案」等、また、平成８年発足の民間団体「柴田町に図書館がほしい！会」が行った講演会や学習会、要望書や請願書などがある。多くの方が関わったこれらの貴重な財産を、新図書館建設へ向けて生かすべきでは。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　白内議員、大綱３点ございました。

まず、雨水管理総合計画の進捗状況、５点ほどございます。

令和４年度９月会議での白内議員の一般質問「雨水管理総合計画の基礎調査はどこまで進んだのか、策定はいつになるのか」に対し、令和４年度において実施したのは、船迫排水区の浸水リスクの調査を目的とした公共下水道雨水対策基礎検討委託と回答いたしました。業務内容は浸水要因の分析と課題の整理や、整備目標、対策目標、段階的な対策計画を検討し、内水浸水想定区域図の作成を行うものです。

この事業については、既設施設の調査に期間を要したことから、年度内の完了が困難となり、令和５年度に繰越しし、令和５年６月30日に排水浸水想定区域図が完成しております。

改めて雨水総合管理計画策定までのフローを申し上げますと、まず、基礎調査、検討対象区域の設定、浸水する要因の分析と課題の整理、地域ごとの雨水対策目標の設定、段階的対策方針の策定、段階的対策計画の策定、さらに、内水浸水想定区域図を策定した後に、雨水管理総合計画を策定することとなりますので、着手までは、２年から３年の準備期間が必要となることをご理解いただきたいと思います。

２点目、船迫排水区以外の雨水管理総合計画の策定ということですが、令和５年度では、船迫排水区以外の船岡排水区など５排水区においても、船迫排水区で行った委託内容と同様に、浸水する要因の分析と課題の整理、整備目標、対象目標の検討や段階的な対策計画を検討して、内水浸水想定区域図を作成し、その後、町全体の雨水管理総合計画を策定していくことになります。

３点目、雨水管理総合計画に、どのような内容を盛り込むのかということでございます。

１つに、船迫排水区など６排水区の内水浸水想定区域図を基に、浸水被害の発生状況、浸水リスクなどを勘案して、検討対象区域を設定し、対策優先順位や計画降雨（大雨に対する対策目標）の設定を行います。

２つに、段階的な整備としての計画期間を設け、整備目標を示します。

３つに、段階的整備目標を達成するために必要となる対策施設を、ハード・ソフト対策を計画します。この際には、現実的に実施可能な財政計画の作成も必要となります。

これらをまとめたものを、雨水管理総合計画として策定することにしております。

４点目、排水区の住民説明会でございますが、これまで、住民の意見や要望については、自主防災組織連絡会や婦人防火クラブ連合会、行政区長会等の団体、台風19号で被害を受けられた方々からの文書による要請、出前講座、第６次柴田町総合基本計画後期基本計画に係るパブリックコメントや、町長へのメッセージ等を通じて伺ってきました。

また、町は令和３年３月に、公共下水道雨水管理方針策定業務の中で、浸水要因の分析と地

域ごとの課題の整理や、地域ごとの雨水対策目標、さらに段階的な対策方針の策定と地域防災力の向上について報告を受けております。

こうしたことから、町の内水浸水対策は、具体的な事業計画策定の段階へと移っておりますので、今後は、令和４年度に作成した船迫排水区の内水浸水想定区域図、令和５年度から、その他４つの排水区の内水浸水想定区域図を作成した後に、住民懇談会を開催し、住民の皆様に説明してまいります。

なお、雨水管理総合計画は、町全体の計画で、しかも長期間にわたるものであり、例えば、計画を策定したからといって、すぐに排水区で施設整備等のハード事業に取り組めるわけではありませんので、排水区ごとの住民説明会は行いません。

５点目、ここが一番議員の皆さんに理解していただかないといけないところなので聞いていただきたいと思うんですが、雨水管理総合計画策定後は、雨水事業に対する下水道事業認可を取得した後、交付金事業としての新規採択を受け、事業を実施するといった過程をめぐります。要するに採択されなければ駄目だということですね。

そのときの課題は、１つに、６排水区の中から、鷺沼排水区を除く５つの排水区について浸水リスクを評価し、優先順位を決めて、排水区の浸水対策事業を実施することになりますので、他の排水区から不満が出るということでございます。

２つに、果たしてすぐに国の新規事業として採択されるのか、また、採択されても町の要望枠に対し、満額の配分がなされなければ事業が先送りされることになります。

３つに、１つの排水区における施設整備の着手までには、７年間から８年の事業期間を要することでございます。

鷺沼排水区の下水道事業は、平成23年度に事業認可を受け、平成25年度から鷺沼１号雨水幹線の管渠整備に着手し、現在も継続中であります。加えて、鷺沼５号調整池の整備は、平成27年度から着手し、約９年の歳月をかけて、令和６年３月にやっと完成を迎えます。

４つに、限られた町の財源で計画降雨レベル、これをレベル１降雨と言います。次に、調査降雨、これは２つに分かれておりまして、レベル１’降雨とレベル２降雨のどの段階での降雨被害の軽減が図れるかということでございます。要するに町の財源でどのレベルまで整備できるだろうということです。

鷺沼排水区は、計画降雨レベル１に対応する施設整備、鷺沼５号調整池と鷺沼１号幹線だけで57億円の予算が必要となっています。要するにレベルが１、１’、２、この３段階の一番下の対応で57億かかっているということです。

５つに、国や県、町が連携して、排水機場や排水樋管などの整備を行わなければ、当該排水区の抜本的な浸水被害対策にはならないことです。

つまり、幾ら幹線を整備しても、最終的に排水機場を造らなきゃ駄目だと、排水機場を造ったって、この間のように制限されると、内水被害は免れないということになります。

つまり、雨水管理総合計画を策定したからといって、すぐに内水浸水対策工事が担保されるわけではありませんので、雨水管理総合計画は、浸水リスクをゼロにする特効薬ではないことをご理解いただきたいと思います。

２点目、放課後児童クラブで９点ほどございました。随時お答えをしてまいります。

１点目、入所できない児童がいるのはなぜかということです。

放課後児童クラブの入所については、提出された入所申請書などにより資格を審査し、決定しております。例えば保護者が未就労のため家庭で保育ができるなど保育の必要性が認められない場合、また、柴田町放課後児童クラブ規則第２条に定めている定員を超えるなど放課後児童クラブの受入れ体制に余裕がない場合は入所できないこともあります。

２点目、入所を許可しないことについては、柴田町放課後児童クラブ条例第４条第２項第２号に規定するその他児童クラブの管理運営に支障があるときに該当します。不許可通知書の理由欄には、定員を超えているためと記入しております。

３点目、令和５年度の待機児童の人数は14人です。内訳として、１年生が３人、２年生が２人、３年生が２人、４年生が４人、５年生が２人、６年生が１人となっています。

また、募集の際は、対象者を原則として、町内の小学校に在籍し、昼間保護者が留守となる家庭の児童とし、小学校６年生間までなどと制限はしておりません。

４点目、令和４年度の小学３年生の通常利用の申請者は76人、令和５年度の小学校４年生の申込者は30人、４年生に進級すると、申請者数も半数以下となります。

また、令和５年度の小学校４年生以上の通常の申込者は42人で、待機児童は７人です。小学校４年生以上になると、１人で留守番ができるという自主性が芽生えたり、塾や習い事に通いたいなど、子ども自身が、放課後児童クラブに行きたがらないという理由から、申込みが少ないのが現実でございます。

５点目、学校施設の利用でございます。

令和５年６月20日及び21日に実施した文教厚生常任委員会の所管事務調査で調査していただいたとおり、学校施設を使用している放課後児童クラブは、槻木放課後児童クラブ、柴田放課後児童クラブ、船迫放課後児童クラブ、船岡放課後児童クラブの４つです。槻木放課後児童ク

ラブは、槻木小学校の１部屋139.50平方メートル。柴田放課後児童クラブは柴田小学校の１部屋38平方メートル、船迫放課後児童クラブは、船場小学校の４部屋171平方メートル。船岡放課後児童クラブは船岡小学校の４部屋254平方メートルを使用しております。

ご提案いただいた学校施設を徹底活用する国の方針については、柴田町の場合、校庭や体育館を町民の皆さんに開放していただいていることから、難しい現状があります。

また、学校図書館や教室を使用する場合、使用する部屋数が増えるごとに、職員の配置数を増やす必要があり、保育の質を維持するために必要な保育士等の資格を持つ職員の確保に苦慮している現状から難しいと考えております。

６点目、入所手続は例年12月中旬に申請書を配布し、１月の20日前後を申請締切りとし、１月下旬に入所審査会を実施して、入所の決定を行うという流れになっております。例年、申請書を配布する前に、子ども家庭課の職員と各放課後児童クラブの館長及び職員と申請受付について打合せを行い、問題点があれば修正するように進めております。

４月入所前の１月に入所審査会を開催し、申請時点の保護者の就労状況など、保育の必要性を確認する必要があること。また、２年前だと、その後に転入や転出などで対象者の変動があることから、就学１年から２年前の入所希望の事前調査を実施することは困難です。

７点目、厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第９条第２項及び平成26年12月会議で議決いただいた柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第９条第２項に、専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとあり、各放課後児童クラブの面積は、この基準を満たしておりますし、この基準に基づき定員を決定しております。

柴田放課後児童クラブ及び船迫放課後児童クラブは、小学校の一部を使用していること、西住放課後児童クラブは、西住公民館の一部を使用していることから、使用できる面積に限りがあります。

また、東船岡放課後児童クラブは事務室の隣に静養室がありますが、他の放課後児童クラブは、静養室として、１つの部屋を確保できず、事務室等の一角を静養スペースとして使用しております。職員の目が届きやすい事務室等に静養スペースがあるほうが、安全に子どもを見守ることができるという利点がございます。

広いスペースを使用できることが理想ではありますが、５点目の質問でお答えしたとおり、職員の配置についての課題があることから、当面は、現在のスペースを維持していく予定です。

８点目、ご提案いただいたように、入所希望者全員が入所できることが理想ではありますが、

現在は施設のスペースや職員数の確保などの面から難しい状況があります。まずは入所している児童が安全かつ充実した時間を過ごすことができ、保護者が安心して働き続けることができる環境を提供するため、職員は日々努力しておりますので、ご理解いただきたいというふうにお願いいたします。

９点目、町が抱える子どもの子育て子育ちに係る問題は様々です。

１つに、子育ての面では、待機児童の問題、老朽化した保育所の建て替えと民営化、保育所や放課後児童クラブにおける保育士不足があります。

２つに、子どもの教育等における面では、いじめ、不登校、子どもの貧困における教育格差、小一プロブレムの解消があります。

３つに、配慮が必要な子どもの面では、児童虐待、育児放棄、ヤングケアラーの問題等があります。こうした数多くの課題解決に向けて全力を挙げておりますが、一方で、職員や保育士、財源が限られているという制約もございます。

そのため、第６次柴田町総合計画後期基本計画の中では、保育所における待機児童問題の解決を最優先に取り組むことにしたものでございます。

放課後児童クラブの在り方については、早急に待機児童問題等の解決にめどをつけた後に検討してまいります。

なお、子どもの最善の利益は、こども家庭庁が掲げている「こどもがまんなかの社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番利益を考え」とあるように、子どもの考え、子ども自身がどうしたらいいのかを考慮する必要があると考えております。放課後児童クラブの職員や利用者からは、小学校３年生頃から、放課後は自分がしたいことに自由に時間を使いたいという思いから、放課後児童クラブに行きたがらない児童が多くなるという意見などが出ております。安心して働きに出るために、子どもを放課後児童クラブに預けたいという保護者の思いも配慮する必要がありますが、子どもの気持ちにも耳を傾けた施策を進めていきたいと考えております。

大綱３点目、住民参加による図書館でございます。６点ほどございました。

１点目、新図書館はしばたの郷土館、船岡城址公園とともに、都市計画マスタープラン・立地適正化計画で取り組む交流・連携を図る都市機能の一つとして位置づけております。

今回、「図書館を核とした交流ゾーン整備による市街地のにぎわい創出事業」として、「知の拠点」である新図書館の建設、歴史や文化を学び触れる「しばたの郷土館」のリニューアル、さらに、「みんなの広場」としての船岡城址公園を一体的に整備するものです。多くの人が集

まり、「人と人」「地域住民と観光客との交流」を通じて豊かな人間関係を育むサードプレイスとして柴田町のシンボルゾーンにしたいと考えております。

その中核となる新図書館は、近年「知の拠点」に加え、最新情報に触れられる場、豊かな自然のたたずまいの中で自分の時間が楽しめる場、さらに交流連携によって地域生活文化の創造の場、まちづくりの拠点といった、新たな切り口からのアプローチも求められるようになっています。

そうしたことから、新図書館建設検討委員会には、公共施設建築とまちづくりといった環境デザインに造詣が深い宮城大学の平岡善浩先生をはじめ、図書館ボランティアや読書推進委員会の委員、ＮＰＯや仙南芸術文化センターえずこホール館長等、様々な分野の方々に参加いただいております。

また、図書館建設の専門家として、岩手県紫波町図書館の基本構想から建設まで関わられた山崎博樹氏にも、アドバイザーとして参加いただいております。

２点目と３点目は一括でお答えいたします。

基本構想については、まず、本年６月から７月にかけて、18歳以上の住民と町内の中学生及び柴田高校の在学生、そして、図書館利用者に対して郵送方式とインターネットでアンケート調査を実施しております。また、昨年度から実施している町民ワークショップや職員ワーキンググループなどの意見も取り入れながら、今後の公立図書館に求められる役割などを検討した上で、新図書館建設検討委員会で基本構想案を取りまとめ、文教厚生委員会や議会全員協議会でのご意見やパブリックコメントの実施を経て策定することとしております。

既に今回のアンケート調査では、項目ごとに自由に記述できる欄を設け、多くの方に、意見をいただいておりますので、改めて基本構想策定のための町民ワークショップを開催する考えは持っておりませんが、令和６年度以降に策定する新図書館建設基本設計等を行う段階においては、新図書館建設検討委員会以外の町民の方からも広くご意見をいただき、新図書館づくりに参画していただくようにしたいと考えております。

４点目町長の考えでございます。

私が、議会で答弁した平成14年と、現在では、図書館を取り巻く環境や住民の意識も大きく様変わりしたと思っております。

１つに、従来からの図書や資料の貸出しやレファレンス等による「知の拠点」としての図書館に加えて、人と人との交流を通じて新たな地域生活文化の創造の場としての図書館、緑豊かな中にたたずみ、機能美あふれた近代的なデザインによる憩いの空間を持つ図書館が求められ

ていること。

２つに、民間事業者が企画運営する図書館が次々と地方に造られ、本を読むだけではなくて、勉強や調べ物、おしゃべり等で、思い思いの時間を過ごす居心地の良い場所として住民に受入れられるようになっていること。

３つに、デジタルＤＸの時代を迎え、図書館においても、業務の効率化や郷土資料のデジタル化などにおいて、民間企業の新たなデジタル技術の活用が必須となっていることです。

こうした図書館を取り巻く環境の変化を踏まえて、今回は図書館づくりに詳しい専門家や空間デザインに精通した学識経験者、図書館のＤＸや新たな切り口からの図書館運営に詳しい民間事業者、そして住民や司書とのコラボレーションの下で、住民に親しまれる図書館をつくりたいというのが、今の私の考え方でございます。

新図書館建設検討委員会で基本構想をまとめ、公募型プロポーザル方式で図書館建設計画を手がけた経験がある民間事業者を選定し、その後、基本設計、実施設計を作成する際においては、これまでと同様に講演会やワークショップを開催し、住民の意見を反映させていく考えです。

５点目、図書館長の招聘です。

今回の都市再生整備計画に基づく新図書館建設に関し、昨年度から図書館建設及び運営に精通している山崎博樹氏をアドバイザーにお迎えして、職員を対象にした研修会や一般の方も含めた講演会を開催しています。今年度においても職員研修会を４回開催するようです。

山崎氏からは、「新図書館完成後も様々な形で関わっていきたい」という考えをお持ちですので、今後も継続して助言をいただきながら、職員や司書の資質の向上に努めてまいりたいと考えております。そのため、新図書館建設やその後の運営においては、柴田町のことをあまり熟知されていない外部から図書館長を招聘するのではなく、山崎氏のアドバイスを受け、生涯学習課と図書館職員や司書が中心となり民間企業の情報や技術、ノウハウを活用しながら、柴田町の身の丈に合ったコンパクトな図書館づくりを進めてまいります。

新図書館建設に向けては、これまで、講演会開催のほかに、高校生及び大学生を対象としたワークショップや専門家をパネリストに迎えてのシンポジウムを開催しております。このような過去の取組やご意見等については、基本構想の策定や今後の建設、図書館運営や事業展開に役立つものと考えておりますので、当時の方々の思いを受け止めながら、これらの開催記録等について、職員や司書の間で情報共有しながら活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

数字の間違いを訂正しないといけませんので保育所の関係で３点目でございます。

待機児童の人数の中で、小学校「３年生まで」などとは制限していないというのを「６年生」というふうに読んでしまったようでございますが、小学校「３年生まで」などと制限をしていないということでございます。

○議長（髙橋たい子君）　白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　最初の雨水管次総合計画の件についてです。

答弁では、いつになるかということはなかったんですけれども、町政報告の中では、令和７年度というふうに町長が報告なさったと思うんですが、令和７年度でよろしいんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　お答えいたします。

今回、令和５年度で町政報告、令和７年度になるということをお話ししていましたが、昨日、県のほうから連絡が来まして、今回、交付金率がちょっと低かったんですけども、要望していまして、要望額満額つくようになりましたという報告を受けまして、今年度、策定しようとしていた浸水想定区域図ですかね、内水浸水想定区域図、そちらのほうの策定もできるようになりましたので、若干早まる可能性はあります。

○議長（髙橋たい子君）　皆さん、課長さん方にお願いですが、マイクのこの辺を自分の上へ向けないで、自分のほうを向くようにお願いをしたいと思います。私のところには聞こえるんですけれども、ちょっと聞きづらいという意見がございましたので、ぜひ、自分のしゃべるところにこのマイクの大事なところが来るようにお願いをしたいと思います。

再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　そうしますと、町政報告どおり令和７年度でよろしいんですか。最後が聞こえなかった。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　今のところ、令和７年度ということにはなっていますが、配分が大きく来たということで、若干早まる可能性もあります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　若干というとどのくらいになるんですか。６年度の途中ということですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　これからいろいろな手続を取りまして、それで発注とか、業務

のほうを進めていくようになりますので、ちょっとその業務の進捗状況によって前後することが考えられます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　じゃあ取りあえず令和７年度ということにしておくと、令和元年台風19号から計画ができるまででも６年以上もかかるということなんですが、これは普通に、当たり前のことなんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　当たり前かといいますと、宮城県内でも雨水管理総合計画をつくっている自治体は、今のところ４市町しかないような状況です。そういったことから、それが早いのか遅いのかといいますと、何ともちょっとお答えしにくいような状況にはなってきていますけれども、お話ししていますように、基礎調査、その他もろもろの事前準備が必要になってきますので、そのくらいかかってくるのかなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　先日、雨水管理総合計画についてちょっとほかの自治体の様子を調べようと思ってネットで調べたんです。倉敷市が出てきたんですけれども、倉敷市は、台風19号ではなくて、平成30年７月豪雨で甚大かつ広域的な浸水被害が発生したところです。それで、令和２年６月には、もう雨水管理総合計画を策定しているんですね。だから、２年で策定し、そして、令和３年度には設計に入り、令和４年度にはもう工事を始めているんですが、こういう何ていうんでしょうかこのくらいのスピードがないと、本来、特に内水対策について対応できないんじゃないかと思うんですが、ほかの状況とか、調べていますか、県外です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　すみません。あまりほかの事例は調べておりませんでした。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　本当に迅速に進めば、もう工事が終わっているというところもあると思うんですね。それは大きなものではなくて、当面、すぐに取り組めることということで、段階的に決めていくわけですからね、その計画の中がもう４年度、５年度で終わっているというものもあると。その中で私が気になったのが、一番は、ごめんなさい、ポンプゲートなんです。ポンプゲート新設が、倉敷市も４か所もあって、それで調べると、とても、短期間で安価に設置できると出ているんですけれども、町では情報を得ていますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　先ほども申しましたが、ちょっとほかの情報を私のほうで把握していませんので、その辺はちょっと分かっておりません。

○議長（髙橋たい子君）　町長。

○町長（滝口　茂君）　何のために町で回答しているかね、それを聞いてもらわないといけないというふうに思っております。その町々ごとに水害の要因というのは違います。倉敷市の水害の要因と柴田町の水害の要因が違うというところを皆さん知ってもらわないといけないと。

先ほど６つの排水区があると答弁しました。その６つの排水区の中で、今工事している１つの排水区、鷺沼排水区です。その排水区、先ほど回答いたしましたように、平成23年に事業認可を受けてまだ終わらないんです。ですから、その地区ごとに対策する手法が違いますので、鷺沼でもまだ完成しない。じゃあそのほかの地区はどうなのかと、先ほど回答しましたけれども、その５つの中から優先順位を決めてということはほかの４つは後回しになるということで、申し訳ないんですけれども、ということは、次の段階で、鷺沼終わって次の段階に入ると、また10年かかると、最低でも。そのほかですから、あと40年後に一番最後の排水区ができると。それも先ほど言ったように、降水レベル１の対策です。少雨降雨量といってＬ１’、その上にＬ２というのがあるんですが、Ｌ２じゃないんです。一番最低のにも10年かかっている。こういう現実を踏まえて議論しないと、町民の方々がこの雨水管理計画できれば、すぐに雨水対策が始まると誤解されると、役場は何もしないとこういう話になってしまいますので、やはりこの柴田町だけ国の事業採択要望しているわけではありませんし、雨水管理総合計画も最初は29％しか予算つかないんです。ということはほかの自治体でもやるということだからです。

でも何とかこれは最優先だということで、ちょっと別ルートで町長がお願いしたところ、昨日ですよ、昨日、満額つけましたということでございますので、その点はやっぱり町民の方にお話ししていかないと、雨水管理計画できたから、すぐ明日から、台風19号のような対策が講じられるということではなくて、段階的にやらざるを得ないのが実情なんですということも伝えていただきたいというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　いつも町長は伝えていただきたいと言いますが、伝えるのは行政ですよ。それを考えたことないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　実は、これまでいろいろな方々から要望をいただいています。特に住民懇談会でも、出前講座でも、水害対策でも訴えております。そのときに、必ず文書で出しなさ

いと、そうしないと言った言わない話になるんでね。ですから、今回のパブリックコメント、190ぐらいの一人一人に文書で差し上げております。もう質問したら必ず文書で返しておりますので、もうそろそろ柴田町のやっていることを理解していただける方がいてもいいんではないかなと、今回のパブリックコメント、190件もありましたけれども、全てに柴田町の対応状況示したけれども、多分、誰もよこさなかったね。誰も柴田町の回答に対して疑問を呈して、再質問する方はいなかったと、こういう事実は伝えないといけないというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　例えば雨水管理総合計画が、例えば遅れたこととかもね、全く説明がないから分からないんですよ。住民の方でもすごく関心のある方は「本当に雨水管理総合計画いつできるんだ」というふうにおっしゃっていますからね、きちんと伝えるのは、町ですよね。それを議員に伝えろではないですよね。状況をきちんと伝えてほしい。

　今回の町政報告については、私はできる範囲でもちろん、町長はこういうふうに話していましたとか使えることはしますけれども、それを議員だけに、何ていうのちゃんと伝えてほしいというのはおかしなことです。行政は行政として、今、今、現状をきちんと住民に伝えることが必要だと思うんです。雨水管理総合計画にも、どういう内容が盛り込まれるのかというところもきちんと伝えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　雨水管理総合計画、６月30日に完成はしましたけど、これにつきましても住民懇談会で説明しておりますし、議会のほうでも意見交換をしているということでございます。

　住民懇談会というのは、何でも意見を申し述べる場でございますので、ぜひとも疑問のある方は、町からこの文章ですね、ここに全部書いてあるんです。それ読んでいただきたいとまずは、町はきちんと回答しているわけですからね。それを読んでいただいてもし疑問があるなら再質問してくださいと。それからそれでも分からないときには直接でもいいですよと手前講座でもいいですよと、住民懇談会に来てくださいと言っても現実にいらっしゃったのは二、三人ではなかったかなと。その方に対しても、必ず、文書で差し上げておりますので、今回につきましても関係する方であれば、当然、まとまった段階で、まずは町政だよりで、今の進捗状況をお知らせしながら、住民の理解を得ていきたいというふうに思っております。

　あくまでも一人一人に毎日情報提供するわけにはいきませんのでね、やはり広報しばたに必

ず載せますので、それをご覧になっていただきたいというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　６月30日に完成したのは、内水浸水想定区域図で、雨水総合管理計画ではないですよね。この６月に完成したものを住民への周知はどのようになさるんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　今のところ内水浸水想定区域図、こちらのほうは住民の方々には、お知らせするようなことはしておりません。

○議長（髙橋たい子君）　白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　知らせない理由は。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　先ほどからちょっとお話をさせていただいていますけれども、ほかの排水区、そちらのほうのまだ内水浸水想定区域図の作成がなされていませんので、町全体での雨水管理総合計画になりますので、優先順位やどの程度まで整備水準とか、基本的な事項を定めていくようになりますので、その部分だけということを公表するというのは不可能だと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　今聞いているのは、雨水管理総合計画ではなくて、内水浸水想定区域図です。それとハザードマップは令和６年３月末までに作成とのことですが、本当にこれはすぐに住民への周知が必要となると思うんですけれども、どのように行うのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　今お話ありましたナイスハザードマップにつきましては、令和６年の３月まで作成することになっております。こちらにつきましては、３月までの委託業務となっていますので、４月以降には、皆さんにお示しできるような形になってくるかと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　確認ですが、この内水ハザードマップは町内全域でよろしいんですよね、来年３月に完成するのは。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　はい、町内全域を考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　そうすると４月以降にどのような形で周知するのでしょうか。住民説明会とか行わないんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　内水ハザードマップの周知についてでございますが、今考えていますのは、こちらのほうを各行政区さんのほうに大きなマップとして配布をして、それとは別に全戸配布という形でお届けしたいというふうに考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　だいたいいつ頃になりますか、全戸配布。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　そうですね、成果品として上がってくるのが令和６年の３月末ですので、そこから予算取って、契約して配布となると、大きく余裕見ても９月ぐらいにはなるのかなと思っているんですけれども。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　できるだけ早くやっていただきたいと思います。

それから、先ほどの町長の鷺沼調整池の件で、柴田ではそれをやっているからほかのことができないように取られるような答弁なさっていますけれども、そうじゃないですよね、雨水管理総合計画というのは。段階的対策計画とか、当面の浸水対策とか、当面対策の立案、当面対策の取りまとめ、対策優先度評価というふうに全部網羅していくものですから、別に鷺沼があるからどうのというのは関係ないと思うんですね。倉敷のあの状況を見ても、取りあえず床上浸水を何とかしたいというところの当面対策として行うんですよね。それで、一番効果発揮するのがポンプゲート新設４基で、計画つくって、実際完成するまでに３年あればできるということなんですよ。

柴田も結局雨水管理総合計画というのは、そういう本当に短期でできるものとか、直接住民にすぐに説明できるようなそういうことがたくさん盛り込まれていくというふうになるのではないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　雨水総合管理計画は６つの排水地区の先ほど言ったレベル１を対象にしてつくるということになっております。その中で柴田町ができることをもちろんポンプの設置ということもありますでしょうし、調整池の設置という専門家からご意見が出るかもしれません。

ただ、この雨水管理総合計画立ててすぐに先ほど言ったように、事業に結びつかないんですということです。今回、柴田町が実施した令和４年度の決算、使ったお金14億円です。14億円を使って仕事をやっております。ですから、この金どこからじゃあ持ってくるということ、そのときにやっぱり国の補助採択を受けないといけないということをやっぱりご理解いただかないと、計画をつくっても、それに対して事業が担保されるわけではないと、この雨水管理総合計画いろいろなポンプ設置ありますよ、その中で、県のほうでもそこから提案された各自治体さっき４つぐらいしかつくっていないもんですからね。つくった上で、次の事業採択ということになりますので、この事業採択、鷺沼の事業採択に向けても、もう相当陳情してやっとできたと、そこを何回もやり取りしていますからご理解いただきたい。

ですから、ポンプ３台だから簡単にと言いますけれども、やっぱりそこだけやったってもう柴田町の水害対策にはならないんです。床上浸水解消できない。その根本的なところを町民に理解してもらわないと部分だけ対処しても、対応できるんならいいんですが、残念ながら柴田町の内水というのは、阿武隈川と流域白石川の水に流せないと、流せないのでだんだん上がってくるので、そこが問題、だから局地的なところは、町の単独事業でやってまいりました。使った金が7,500万円です、一般財源ね、これも国からのお金を頂くと１億6,000万円、こういう現実を町民の方に伝えていただきたいなというふうに思っております。

柴田町で14億円の金もできるんなら鷺沼のようにね、早めに対応したいというふうに思うんですが、こういう現実ですね、本当に水害対策をやりたいのはやまやまですけれども、この財源というのは、足かせになっているということでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　今の町長の答弁のような考えをなさる方もいるかとは思うんですが、担当課はしっかりと、雨水管理総合計画で、当面、第１期の事業スケジュール、早くやっぱりつくっていただきたいと思うんですよね。それほどお金かけずにできる計画が何なのかというところですので、しっかりと、要は担当課って、やっぱり下水道なので、この雨水化計画は。だから、上下水道課ばっかりこう言ってしまいますけれども、実際には、都市建設課が一番大きな役割を果たすんだろうなと、さっき私が提案したポンプゲートなんかも、岩手県でも、今、設置して、ちょうどネットにも載っておりましたので、見ることは可能ですから、例えば古河水門のようなポンプ場じゃなくても、ポンプゲート設置でもしかしたら済むかもしれない。だから、そういうことをきちんと調査して、ちゃんと雨水管理総合計画の第１期に載せていただきたいなと思っています。これは答弁いいです。

それでは、２点目の子どもの最大の利益を最優先に放課後児童クラブの在り方についてなんですけれども、やっぱり答弁を聞いていますと、子どもの最善の利益というところがある意味、ないがしろにされているんだなあと、厚生労働省が示した１人当たり1.65平方メートルって、１畳分ですよね。子どもたちがお昼を食べているところとかを見ると、本当に狭いです。皆さん考えてみてください。例えば、４人家族で４畳しか茶の間がないんですよ、そこで食事もすれば、遊びもすれば、学習もするって、それってどう思いますか。

だから、４年生以上になると、結構利用が少なくなるというのは、児童クラブでゆったり過ごせないっていうのがあると思うんですよ。どうしても面積限られたところに大人数が集まっての活動ですから、自分が静かに過ごしたいとか、自分だけで何かやりたいっていうのもなかなか難しい。今の状況が本当にこれでいいのかというのを私はみんなで考えてほしいということを今回提案したかったんです。もっと現場の声も聞いてほしいし、狭くなれば、やっぱりけんかとかだって起きやすくなるんですね。もっと子どもたちはゆったりと過ごすことが必要だと思うんです。結構、授業中みんな頑張って聞いているわけですよね、先生の話も、そうすると、放課後ぐらいは本当はもっとこう自由に遊び回りたい。ところが、児童クラブ行くとある程度お行儀よくしていないと、狭いところに集まっての活動ですから、そうするとやっぱり、いろいろストレスも抱えてしまうし、自由な遊びが保障されないことになりますから、ぜひ、子どもの最善の利益って何なのかっていうところをしっかりと考えていただきたいんです。そのために、専門家も含めた集まりを持ってほしいんです。いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　柴田町では放課後児童クラブ、国の基準1.65平方メートルとありますけれども、柴田町では国の基準どおりのスペース、あと専門職員の配置ということで考えておりまして、児童にとって安心安全な時間を過ごしてもらうというようなことを優先して考えたいという状況です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　国が示している基準というのは、例えば、東京のような、都会の中で本当に場所を確保できないところが、最低でも１人１畳確保してほしいという、そういう最低でもの基準ですよね。ですから柴田町のように、本来であればもう少し何とかなる、土地は何とかなるんじゃないですか。槻木児童クラブが増設したように、狭いところは新たに造るとか、そういうことも含めて考えれば、もっと子どもたちにいい放課後を与えられるのではないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　この基準1.65平米以上の基準、もちろん基準を広くすれば、次にどうなるかということも考えないといけないということです。柴田町の今のキャパでは基準を広げれば待機児童が増えるということです。基準が緩くなれば、子どもたちになれば、今度は保育士さんを新たに雇わなきゃならないと。今どういう保育所の問題になっているかというと、現場の声は保育士が足らないと、今現在の保育所を運営するにも足らないということなので、またこの放課後児童クラブ、財源の中で難しいんですが、増えたとしても、全国どこでも保育士さんが集まらないという現実があるわけです。

ですから、理想はいいんですけれども、その先のことも考えていかないといけないと。いろいろな町は対策ありますけれども、一番やらなければならないのは、保育所の老朽化問題です。ここに、うちの担当課長１人と３人でやっておりますし、放課後児童クラブどうなのとは言ったら、一生懸命今、保育所の民営化、建て替えに全力を挙げておりまして、「町長、それが、めどが立ったらでないと、中途半端になりますよ」と、ああ、そうだなと、もちろん議論はしています。どうしたらいいか。まず保育士の数確保、それからうちの職員体制、それから最後には、財源、場所、こういうところを勘案して、当面は大変申し訳ないけれども、３年生は全て頑張れるように、入れられるようにしたいなというふうに思っております。

国のほうも参酌基準といって、そういう実情がある自治体は1.65にこだわらなくてもいいというようなこの基準もございますので、うちのほうは最低限のほうを守っているということもご理解賜りたいなというふうに思っているところでございます。まずは保育士人材、これが少ないことが最大のネックになっているということです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　本当に全国的に保育士不足というのはあるんですけれども、ただ、町長は、まずは保育所というふうにおっしゃいましたけれども、子どもを預けて働く人にとって保育所を出た後、小学校１年生になってからのほうが大変なんですよね。分かります、子どもを預けて働くということが、保育所って朝早くから預けられますよね、児童クラブは夏休みでも早く延長保育利用したとしても８時からですから、保育所と30分は差があります。保育所のほうが長く見てくれるので、そういう意味では、親は安心なんですね。

同じことなんですよ、１年生になったからといって子どもが何でも自分でできるなんてことないですから。安心して働くためには、やはり預ける場所、安心して預けられる場所、そして子どもが喜んで行ける場所が必要なんです。嫌々行くんじゃなくて、児童クラブ楽しいな、毎

日行くのを楽しみだっていう思いがやっぱり必要なんですよね。それは自分で選ぶことになると思うんですけれども、それをやっぱり柴田町は行政が全て児童クラブを行っていますから、責任を持ってやっていかなくちゃいけないと思うんです。でも、指標もなければ、３年生までは何とか受け入れましょうみたいな形、でも、実際には途中で転入してきた方々は入れなかったりとか、いろいろな問題はありますよね。安心して働くために何が必要なのかということをしっかりもっと考えていただきたいと思うんです。いかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　安心して働きたい以前に、今、老朽化している子どもたちの安心安全、こちらをやっぱり柴田町としてはこの４年間の計画で優先すべきではないかなというふうに思っているところでございます。当面は、早くこの保育所の老朽化問題、船迫、それから槻木保育所、この建て替えを優先させていただきたいというふうに思っております。

３年生までは何とか今お預かりしておりますので、この問題が解決し、財源が次の段階で確保できたら少しずつスペースを広げる対策に移っていけるのかなというふうに思っております。あちらもこちらも選択、あちらもこちらも着手することはできませんので、一つ一つ課題を解決して、なるべく白内議員の理想に映るような、放課後児童クラブの定員を増やせる方向で、次の段階で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　次の段階ではなくて、同時並行なんですよね、子どもたちはいるわけですから、小学生いますよね、多くの保護者が今、働いていますので、そこはしっかりと、保護者にも寄り添い、子どもたちにも本当に豊かな放課後を提供していかないと駄目だと思うんです。しっかりと、考えていただきたいと思います。

図書館のほうに移ります。

基本構想には、ワークショップ、住民集めてのワークショップを行わないということなんですが、なぜ行わないんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　基本構想なんですが、答弁書にも書かせていただいたんですが、今回、アンケート調査を行っておりまして、あとは昨年度から都市建設課のほうでやっているプレスデザインワークショップのほうでも、図書館について検討していただいておりますし、あとは、昨年から課を横断して若手職員等による職員ワーキンググループですとか、あとはもちろん生涯学習課、図書館職員、あとは司書もそれぞれ基本構想、自分たちがどんなコン

セプトで図書館を建てたいのかという話合いも行っております。第２回の図書館建設検討委員会のときにも検討委員の皆様から様々な意見をいただいておりますので、そちらを業者のほうが業者がつくるのではなくて、業者のほうがそれを意見を取り入れて基本構想をつくるということなので、今回については基本構想についてのワークショップは行わないということで回答させていただきました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　山崎氏がアドバイザーを務めている登米市は、ワークショップを行っていますよね、ご覧になりましたか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　新聞のほうに報道されましたのも見させていただきましたし、あと山崎先生のほうからは、直接、どういう内容のワークショップをやったというのは伺っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　ネットで詳しく提供されています。実績報告書が出ています。そこに書かれている内容を見ると、さすが住民が集まって話し合った結果なんだなっていうのが出ているんですね。本当にいろいろな人が一緒に話合いをすることで、刺激されていろいろな意見が出てくる、それが６つのグループに分かれて話し合ったことが全部書かれています。それってとても大事なことで、柴田町で行っても大方同じような意見だとは確かに思うんです。でも、住民にとっては、自分たちが話し合った結果が、基本構想に生かされたっていうことが大事なんです。業者がつくるんじゃないんです。第２回建設検討委員会を傍聴したときに、業者がぽんと出してきました。それは、一番はアンケート結果ですよね。アンケート結果の説明が長々とあって、そしてこうですって出されたもの、私は傍聴しているから資料はないんですけれども、聞いただけでは、んって思うような正直内容だったので、これが住民を集めてワークショップで行った結果を建設検討委員会がまとめたんであればよかったんですけれども、違いますよね、最初の段階から１つ手抜きをしているんではないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　こういう発言をするからね、町民は誤解するわけですよ、手抜きとかね、やっぱり見ている人いるもんだからね、回答したのをやっぱりそのまま１回は　　してもらえないと困るなというふうに思っております。

　ワークショップは別な形で図書館についても、全体の中でやっているということです。それ

から意見も聞いております。

それから業者がつくるんではないと、何回も答えております。あくまでも業者はまとめ役でございますので、今基本構想、いろいろな意見からいただいた基本構想、それは住民の意見で、この基本構想に対し、我々行政側からの視点、これを今、町長が書いて、担当者と議論を深めているということなので、基本理念、基本構想はいろいろな方々の意見、特に司書には「あなたたちが最後に運営するんだから、あなたたちの意見もちゃんと述べなさい」と、こういうふうに言っておりますので、多くの方々の意見を踏まえて基本構想はつくると、いろいろこう何件か私も基本構想、自分の基本構想をつくるために読ませていただきましたけれども、もう大体出尽くしているなというふうに思っておりました。

ただ１つ視点が欠けているのは、今回のこの国がなぜ採択したかという図書館の中だけではなくて、図書館の外との関係がちょっと弱いなというふうに思いましたので、今後、基本構想をまとめる際には、そういった視点も入れていただけるように、いろいろな意見を取り入れていきたいなというふうに思っております。やはり図書館の中だけではなくて、ゆったりした木陰の中で本を読みたいという方もこれから増えてきておりますのでね、その関係とみんなの広場の関係、それから新たな歴史文化の創造でありますしばたの郷土館との関係、この関係も単に図書館だけではなくて、そのエリア全体の考え方もこの図書館の基本構想に盛り込めればなということでございます。

もし、この基本構想、いろいろな委員会のメンバーに町民もおりますので、この委員にお話ししても結構ですし、直接よこしていただいても結構なので、改めてワークショップにつきましてはもう意見集約できておりますので、基本設計をつくる際には改めて講演会とか、ワークショップを行って、その中で修正できることは修正して、最終的に基本設計に結びつけていきたいというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　基本構想が一番大事なんですよ、まずは。それをどういうふうに生かしていくかっていうことで最終的には実施設計まで行くわけですけれども、一番最初の基となるところに、参加したいという住民が参加して、いろいろみんなで議論し合う、それがないと住民のための図書館になりませんよ。町長は、何年前、19年前にそういうふうにちゃんとお話ししているじゃないですか、何でそこから後退するんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　やはり図書館に対する住民の意識が当時平成14年前とは変わってきたと

いうことでございます。それから図書館の役割自体も時代の流れによって変わってきたということでございます。住民の意見を聞かない、役所がとかね、業者がつくわけではないということを　　申し上げましたので、あくまでもいろいろな方々の意見を踏まえて、基本構想というのをつくっていくんですと、議会に答えておりますのでね、このアンケートだっていろいろな方々のアンケート、相当あります。１件１件私、読んで整理して、足らないところ、これからこの委員会に足らないところを提案していくということでございます。

ですから、一部の人方だけではなくて、ＮＰＯの方もいるし、芸術に詳しい方もいるし、子ども読書をやっている方もいらっしゃるし、それから図書館に関わっている司書さんも入っておりますので、ですから一部の方だけと決めつけるのはもうやめていただきたいというふうに思っております。みんなでつくっていきます。その手法について、一からもうワークショップをやる段階ではなくて、基本構想、もしあれば、直接意見をもらってもいいので、次の段階、基本設計つくる段階でご意見をお寄せいただきたいというふうに思っているところでございます。

この基本構想、もちろん柴田町の基本構想を私なりにつくっておりますが、ほかの参考事例集というのも集めておりますが、あまり基本構想は、今大体似ているのかなというふうに思っております。図書館は知の拠点であること、それから新たな憩いの場にならなければならないこと、それから１人で過ごす時間、中と外に必要であること、喫茶店が必要であること、それからやっぱり地域の文化、特に柴田町は「樅の木は残った」と桜を知らしめて、次の世代に引き継いでいくこと、こういうことがほかの自治体の町民の方々は大体みんな思いは同じだというふうに表現は違いますけども、思いは同じだというふうに考えております。

ですから、うちの委員会ね、図書館建設検討委員会のほうでもいろいろなご意見出されて、読ませていただいておりますし、アンケートでもいろいろ出ておりますが、おおむね町民の図書館に対する思いというものは、ベースとしてあるんではないかなと、違っているのは、民間が地方で図書館を造って、民間が、民間のコンセプトで人が集まってきているという事実があるということです。それが図書館上、いいか悪いかは別ですよ、いいか悪いかは判断できませんが、そういう図書館に人が集まっている事実があると、みんな図書館に行って、自分自身の思い思いの時間を皆さん求めていることには変わりないというふうに思っておりますので、平成14年の私の考え方は時代の変化とともに変化したって言うとおかしいけれども、考え方が少しずつ変わってきているのは確かかなというふうに思っております。

柴田町はその一歩先、図書館がサードスペース、皆さんの自由に来て、思い思いの時間を過

ごせる場所、そういう場所に図書館が大きな役割を果たしてほしいなというふうに考え方が怒られるかもしれませんが進化しているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　私は退化したと思います。

登米市の基本方針の中には、「市民とともに育ち、市民が育てる」っていうところがあって、「市立図書館の運営に対して、市民の積極的な参画を促し、市民とともに育ち、市民が育てる図書館づくりを進めます」というのが入っています。これはやっぱり最初っから市民が入らないと駄目なんですよね。そういう意味で、登米市も１回しかきっとこの基本構想でワークショップやってないとは思うんですけれども、でも、本当に多様な意見が出ていたので、それをまとめての基本構想であり、基本理念、基本方針だって言われれば、住民の皆さんが納得すると思うんです。柴田町でもまだ時間がありますから、ぜひワークショップやってください。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　白内議員の話を聞いておりますとね、まず、質問したときに、「私は専門家が中心となって集まって、それに住民の意見を聞くと考えていました」って、あれは何だったんだろうという、ちょっと思った次第でございます。

ですから、ワークショップはやってないというわけではありませんし、やっております。それから検討委員会では、いろいろな方々の意見を聞いてまとめております。住民のアンケートも聞きました。ですからワークショップにそんなにこだわる必要は私はないと、要するにワークショップで出た意見が基本構想に反映されると、それで町民の皆さんが納得できるような基本構想であればいいんではないかなというふうに思っております。ただし、基本設計となると、もう具体的に決まると後戻りできませんので、そのときにはやっぱり何ていうんですか、スペースをつくるときに、子育て支援施設が欲しいとかね、喫茶店よりレストランがいいとかこういう具体的な話になりますと、面積が変わってきます。面積が変わるということは、図書館の建物の規模も変わってくるということになります。建物の規模が変わるということは予算規模が変わってくるということなんですね。

ですから、このワークショップのご意見は入れますが、最終的には、図書館の建設の枠の中に集約しなきゃないと、全員の思いが入らないんです。そこを調整していくのが大変難しいということで、予算があってね30億円の図書館、20万冊でも備えられる財力が、体力があれば、いろいろな方の意見を全部入れられますけれども、残念ながら最終的には予算、今13億5,000万円、それでも13億5,000万円ですからね、そこをやっぱり考えていただいて、もう基本構想

の段階をお示ししますから、お示しした段階でここはもう少しっていうことであれば、ご意見をいただく機会は設けますので、その際ご意見お寄せいただきたいというふうに思っております。基本構想がおおむね固まった時点で、次の業者の方々にプロポーザル方式で基本計画、基本設計、実施設計、お願いして、業者に任せるんではなくて、その都度その都度講演会もやるし、ワークショップもやっていきますと、そしてご意見をいただいて、最終的な基本設計、実施設計をつくり上げていくということなので、私はこの手法については、議員さんに理解できるか分かりませんけれども、オーソドックスなやり方ではないかなというふうに思っております。

多分、登米市でもプロポーザル方式で民間事業者が入って基本計画立てるんではないかなというふうに予想しているところでございます。ほかの自治体も全部プロポーザルで民間の企業がコンセプトなんかもつくっておりますので、特に富谷市ですか、富谷市は民間の方々のプロポーザルでつくっておりました。そのプロポーザルで出した案件が町民の方の意見を聞いて、大分集約して最終案にそろそろまとまるということも聞いておりますので、全く住民の意見を聞かないというわけではありませんので、構想ができた段階で意見をもらうし、実際、実施設計をつくる段階で、住民の意見ももらいますので、その際に、大いに発言していただきたいというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　基本設計を決める前に、住民のワークショップを行うということでよろしいですね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　あくまでも基本設計、実施設計の業者が決まった後でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　実施設計になったらほとんど変えられません。基本設計を策定する前に住民が集まっていろいろ議論し合うということでよろしいですね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　11月に住民懇談会を開く、そのテーマに１つに挙げておりますので、住民懇談会でご意見を賜ればというふうに思います。11月に開会する予定であってね、基本構想は12月でしたね、確かね、12月に最終的にまとめていきたいと、委員会でまとめていきたいというふうに思っておりますので、11月の住民懇談会の席でご発言をいただければ、基本構想に反映されるというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　町政懇談会で図書館についての様々な意見を伺うということは正直無理ですよね。１つのテーマをきちんと決めてみんなで話し合うことで、いろいろな意見が出てくるわけですから、それを町政懇談会で行うなんていうことは不可能だと思います。しっかりと住民のワークショップは行ってください。

○議長（髙橋たい子君）　はい、終了でございます。

これにて16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時20分再開といたします。

午前１１時０５分　　休　憩

午前１１時２０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

○14番（佐々木裕子君）　14番佐々木裕子です。大綱２問、質問させていただきます。

１問目、「しばた桜まつり」開催時における、おもてなしの態勢状況等を伺う。

今年４月、町最大のイベントであるしばた桜まつりが４年ぶりに開催され、国内外から大勢の観光客が訪れ、にぎわいが見てとれました。例年より早い開花で、４月１日には満開となりましたが、３週にわたり、土・日だけではなく平日も船岡城址公園に向かう車で渋滞が続いていました。

久々の桜まつりの開催ではありましたが、観光客へのおもてなしとしてどのような対応状況だったのかを伺います。

１）シャトルバスの運行状況はどうでしたか。

２）土産品の品揃えは、万全の態勢の下に臨まれましたか。

３）三ノ丸広場の飲食店の出店及び販売状況はどうでしたか。

４）障がい者の方へのおもてなしの態勢はどのようなものでしたか。

５）駅構内等で、車椅子やベビーカーを利用する子ども連れの方々のおもてなしは、どのような態勢で臨まれましたか。

６）海外からの観光客へのおもてなしとして、ＪＯＶ活動の子どもたちの対応はどうでした

か。

２問目、令和４年度販売された太陽の村・さくらの里プレミアム商品券の販売等の状況を伺う。

令和４年度、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金対策関連事業の中に、新型コロナウイルス感染が拡大する中における、原油高や物価高騰に対する対策として、柴田町観光物産協会が指定管理となる町の観光施設で使うことができる、３割増商品券（300円商品券13枚１セット3,000円）が、令和４年８月２日から、プレミアム商品券として販売されました。

そこで伺います。

令和５年度定時社員総会議案書によると、販売セット1,899セットと記載されていますが、発行セット数、及び使用枚数は町として把握できていますか、伺います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。１問目の１点目から５点目まで、町長。１問目の６点目、教育長。２問目、町長。最初に、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　佐々木裕子議員大綱２点ございました。しばた桜まつりでございます。

１点目、今年の桜まつりでの無料シャトルバスの運行については、例年と同じしばたの郷土館前駐車場から柴田町観光物産交流館さくらの里前駐車場まで運行する便と、船岡小学校から柴田町役場まで運行する便の２便を運行しました。

運行に当たっては、しばたの郷土館前駐車場から柴田町観光物産交流館さくらの里前駐車場まで運行するシャトルバスにつきましては、前回まで、一般の観光客を対象に、期間中、毎日運行していたものを、今回の桜まつりでは、土曜日、日曜日の週末のみ運行し、かつ、対象者を障がい者や高齢者の歩くのが困難な方のみ限定しました。

なお、船岡小学校から柴田町役場まで運行するシャトルバスについては、例年どおり土曜日、日曜日の週末のみ運行としました。

２点目、お土産品の品ぞろえです。

柴田町観光物産交流館さくらの里では、桜まつり期間中、国内外から多くの観光客が訪れることを想定し、特にお土産品や地元菓子店の銘菓、花見団子など、商品の品揃えと在庫の補充、充実に力を入れました。

また、名物の手作りおにぎりや花見弁当に関しても、期間中生産者から多大なご協力をいただき、数量の確保に努めました。

特に、今では全国的に知名度が高い宮城県の銘菓を製造販売会社からのご協力により、桜まつり期間限定で販売できたことで、売上げ実績に大きく貢献しました。

しかし、納品した町内菓子店によると、花見団子等は過去の桜まつりで最高の売上げになるなど、テイクアウト商品の売行きは好調だったものの、通常のお土産品の売行きは低調となりました。

３点目、船岡城址公園三ノ丸広場での出店については、例年どおり露天商に限定し、今年は８店舗が出店しました。

販売商品は大判焼きや焼きそば、焼き鳥などのテイクアウト商品からラーメンやうどん、そばなどの食事メニュー、綿あめやクレープ、バナナチョコなどのスイーツ、そして、ダーツゲームやくじ引きなど、子どもから大人まで楽しめる豊富なメニューでの出店となりました。

また、今年の桜まつりでは、アルコール飲料の提供や食べ歩きに関しても、感染状況の落ち着きから実行委員会で認めることとしました。

各店舗の１日当たりの売上げ状況については、あくまで各店舗からの聞き取りになりますが、前回と比べて売上げが上がった事業者や、ほぼ変わらないという事業者、そして売上げが下がったという事業者まで様々な結果となったようです。

４点目、障がい者のおもてなしです。

１つ目に、車で来場された方への対応ですが、会場に最も近い柴田町観光物産交流館さくらの里前駐車場に、障がい者専用の駐車スペースを確保し、障がい者の方が運転、または同乗する車でご来場いただいた際には、優先してご案内するよう対応しました。万が一、土曜日や日曜日の混雑時に駐車専用スペースが満車になった場合などで、しばたの郷土館前駐車場に駐車した場合には、１点目で答弁したとおり、障がい者や高齢者専用の無料シャトルバスをご利用いただき、柴田町観光物産交流館さくらの里駐車場にご案内しました。

２つ目に、車椅子を必要とする方への対応として、柴田町観光物産交流館さくらの里前に設置した総合案内本部では、車椅子を配備し、必要なお客様には無料で貸出しを行いました。

３つ目に、手話を必要とする方への対応として、柴田町観光物産交流館さくらの里前に、手話案内所を設置し、柴田町手話サークルのボランティアの皆さんが手話を必要とする観光客へ手話によるおもてなし対応を行いました。

駅構内での対応です。

車椅子やベビーカーで訪れたお客様連れの方々へのおもてなしとして、ＪＲ船岡駅構内では、１階改札口の駅員や２階請願口の駅員のほか、駅構内に配置した観光案内所従事の町職員や町

民ボランティアガイド、シルバー人材センター会員による、駅巡視員が必要に応じて介助を行いました。

また、船岡城址公園を中心とした会場内でも、観光案内所従事の町職員や町民ボランティアガイド、柴田町観光物産協会の職員等が必要に応じて介助を行いました。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　１問目の６点目、教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　佐々木裕子議員の大綱１番目の６点目、ＪＯＶ活動についてお答えします。

４月15日土曜日に、商工観光課の協力を得て、船岡城址公園と船岡駅の２か所で、小学生24名、中学生19名、合計43名が、２つのグループに分かれて、桜まつりに訪れた外国人を英語でおもてなしするＪＯＶ活動を行いました。

当日は、既に桜は散っていたものの、大型バス数台でツアー参加している外国人観光客が多くいらっしゃいました。子どもたちは、話しかけても反応してくれるだろうかと、初めは緊張していたものの、英語の授業や放課後英語学校、そして事前研修会で学んだ英語を堂々と笑顔で話しながら、おもてなし活動を実施することができました。

参加した子どもたちは「習った英語が通じたことが嬉しかった」、「話をしている中で、分からない単語があったのでもっと勉強したい」、「一緒に写真を撮ろうと言われたのが嬉しかった」、「大谷選手の話で盛り上がった」さらに、「柴田町の歴史や桜まつりを学ぶ機会になった」などの感想を述べており、自分たちの活躍を誇りに思っていると感じました。

今後も、ＳＡＫＵＲＡ　ＰＲＯＪＥＣＴを通して、伝える力の育成に取り組みながら、桜まつりの外国人観光客への英語によるおもてなしを行うＪＯＶ活動を柴田町の子どもたちの特色ある活動として継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、２問目、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　大綱２問目でございます。

商品券の発行セット数や、最終的な使用枚数等の事業実績については、補助対象事業者である柴田町観光物産協会から提出された実績報告書により把握しています。

実績ですが、販売準備数は、300円券13枚つづりを１セットとして3,000セットを準備し、

3,900円分の商品券を3,000円で販売しました。販売期間及び使用期間はいずれも令和４年８月２日から令和５年１月31日までの期間で実施しました。

最終の販売数は、1,899セットの２万4,687枚で、販売額は569万7,000円でした。そのうち、使用枚数は２万3,081枚で、692万4,300円、未使用分は1,606枚で、48万1,800円となりました。

当事業の成果として、柴田町観光物産協会から、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響により消費が落ち込み、売上げが伸び悩んでいましたが、この事業を通して指定管理施設の売上げ増と併せて、仕入れ業者や委託業者にも相乗効果が波及され、さらに利用券を購入した消費者からも、生活支援になっており、大変喜ばれたという報告がございました。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　まず、一番最初に、シャトルバスの運行状況で今答弁をいただきましたけれども、今年度は３週にわたって、結構月曜日、火曜日が渋滞、私はその道路に面しているものですから、渋滞がありました。その中でもちょっと家に寄ってくださった方がいらっしゃいまして、ちょっと身体の不自由な方がいらっしゃいまして、「ちょっとシャトル今日出てないんだよね」って。月曜日だったんですけれども、そういうお話がありました。そういう方のために、今後、もう少しまず、今だと大体月曜日とか、代替で月曜日なんかを休みにしている会社なんかも多いので、月曜日、火曜日あたりまではちょっとシャトルバスの運行を考えてみるということはできないものでしょうか、伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　先ほど、町長答弁にもありましたが、前回の桜まつりと、今回の桜まつりの大きな違いの１つとして、シャトルバス、しばたの郷土館前駐車場から、上のさくらの里前駐車場までのシャトルバスなんですけども、前回までは期間中毎日、平日、土日、運行していたわけなんですけども、今年、今回につきましては、土日だけの運行とさせていただいたわけでございます。これの大きな理由としましては、まず、基本的に前回までは誰でも要は乗れるシャトルバスで運行していたわけなんですけれども、基本的には歩ける方については下の麓から桜坂を経由して会場に行っていただきたいという思いから、平日については歩いて行っていただくと、ただ、今、ご質問いただきましたお身体不自由な方とか、妊婦の方、けがされた方、高齢の方、いろいろ弱者の方がおりますので、そういった方につきましては、まず、駐車場については上のさくらの里前駐車場に専用のスペースを確保しまして、平日は、基本的に今までの経過をいうと大体上に止められると。ただ、土日に関しては、バスとか、そう

いった来場のため駐車場が満車になる可能性もあるということで、土日についてはシャトルバスを用意して、そういった方専用の下に止めた場合、万が一車に止めざるを得なかった場合は、シャトルバスを使って、上に止めていただくというふうなことでの対応とさせていただいたところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　所管課長、ちょっと質問の答弁になってないような気がしますが、月曜日あたりできないんでしょうかっていう質問のようですが。

○商工観光課長（天野　敬君）　すみません。失礼いたしました。そうですね、前回みたく平日も含めて運行なんですけども、これについてはいろいろもちろん経費の関係もございますが、今町内のバス会社にお願いしているんですけれども、バス会社のほうも、今特需というか、コロナも大分解消されてきて、５類感染症に引下げになったということで、大分需要も多くなっているということでそういったバス会社の協力も得られるかということもあるんですけども、ここら辺は実行委員会、関係機関とともに、来年の開催に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　シャトルバスの借入れ時の契約内容なんですけれども、どのような取決めをなさって借りることにしているのかその辺詳しくお話しいただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　今回の桜まつりのシャトルバスの契約なんですけども、基本は土日の運行ということで、具体的な日にちで申し上げますと、４月の１日、２日の土日、翌週の８日、９日の土日の４日間、しばたの郷土館前駐車場からさくらの里前駐車場までの便と、あとは船岡小学校から柴田町役場までの便ということで、時間については、９時から午後の４時までの運行という契約になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　９時から４時、これはもう少し長くということもあれなんですけれども、夜のそれこそライトアップなんかもしていますので、その辺を見ていただくために夜のシャトルバスの運営というのはお考えにはなれませんでしょうかね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　今ご質問いただいた夜桜の対応なんですけれども、これは実は以前から一つの課題になっていたところで、年々夜桜ライトアップにお越しになるお客様がいらっしゃるということで、当然そういったお体不自由な方、高齢の方、妊婦の方等々いらっし

ゃっているかと思うんですけれども、今まで具体的に特段そういった警備もいるわけでもないので、関係者スタッフ、実行委員会の職員が案内していたというわけなんですけれども、そこら辺も含めて来年の開催に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　それでは２問目に、では、シャトルバスのほうは考えていただくということですので、２問目に移らせていただきます。

お土産品の品ぞろえなんですけれども、私のところにこういうお話がありましたのでその話のほうからちょっとご紹介いたします。

仙台のほうからお客様が孫さんを連れてこられまして、その孫さんが、どうしてもはなみちゃんのこういう何ていうんですかねアップリケをちょっと大きくしたような、こういうものがあるんですけれども、そういうものとか、いろいろこのバッチとか、そういうものが欲しかったらしいんですね。ただ、品物が売り切れ、売り切れなのかそろえてなかったのか、その辺ははっきり分かりませんけれども、なくてそれこそもう仙台に帰るまで、ずっと泣きどおしだったという、そういうお話をお聞きして、ちょっと私が持っているやつ、ちょっと古いものでよければっていう、集めて差し上げたっていうお話があります。

まず、桜の期間中ですよ、柴田町に来て買える唯一の本当柴田町の唯一のキャラクターのね、こういうアプリ、それこそマスコットですよね。こういうものとか、どうしてそんな品切れになるような状態だったのかなと思うんですけれども、その辺をちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども、そういうお話がありましたので、今後どのようになさるか、その辺を含めてお話しいただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　まず、はなみちゃんグッズの件につきましては、私のほうでも、数人からやっぱりそういうお話を聞いて、ご意見があるということは把握しております。

今現在、はなみちゃんグッズの販売につきましては柴田町観光物産協会のほうで、企画、販売しているような状況でございます。今少なくなっているというのが、ちょっとこれまでコロナ禍でなかなか観光業が停滞していたもんですから、なかなか集客がいないということで、そんなグッズもそれぞれやっぱりボールペン１本、あとそういったノートとか、メモ帳にしても、やっぱり消費期限というのがどうしてもございまして、私も確認したんですけども、在庫処分ではないんですけども、やはり今持っている在庫をまず売り切って、そして、また新たなグッズを検討していく、今年、今年度なってから、何かクリスタルのキーホルダーと、ペーパーウ

エートというんですかね、そういったものを何か地元船岡出身の何かそういうアーティストというかデザイナーさんがいるということで、そういった方と何かコラボして今販売しているようなんですけれども、徐々にそういった動きもございますので、そこら辺は柴田町観光物産協会のほうとちょっと相談しながら、よりはなみちゃんグッズの充実に努めていきたいと、町のほうもバックアップしていきたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　私、この前、名前を出せませんのでちょっとお店に行きましたら、こういうアンパンマン、テレビでよく見られると思うんですけども、このアンパンマンの袋にお菓子とかいろいろ入れて1,500円でした。買ってまいりました。こういうものに、もういろいろなものを詰めてね、はなみちゃんとかもこういうビニールの袋にはなみちゃんを入れていただいて、そうすれば小学校なり、幼稚園のお子さんなんかは、水着なんかも入れられるんですね、ぬれても構わないんで、そういうふうにやってちょっとこの中に、ファイルなり、メモ帳なり、ペンなり、そういうものも入れて、コストをちょっと高くして、お店に出してはどうかなと思って、ちょっと今日、こういうものを持ってきました。孫さんだったりすると、もうおじいさん、おばあさんはもう少々高くてもお金は出すと思いますので、目立つような形で、本当にこういうアンパンマンの好きな子がいるもんですから、ちょっとこういうものを買ってしまいます、ついつい、そういうところに目線を置いて物事を、物を、商品を置く、飾る、そういうディスプレーなんかも、もうちょっとこうやっていただければありがたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　やはりはなみちゃんグッズというか、広く言うとキャラクターグッズ、やはり需要はやっぱり多くのお子様にあるかと思いますので、お子様目線で、お子様に受入れられる、喜ばれるようなそういったキャラクターグッズ、はなみちゃんグッズの製作に向けてちょっと、今いただいたご提案も含めて、柴田町観光物産協会のほうと共有して、検討していきたいなと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　そのときに、Ｔシャツとか、そういうものも含めていただければありがたいなと思いますね。Ｔシャツも、今だとお母さんとお子さんと一緒にペアで着るなんていうのも流行っていますので、大きいものと小さいものとか、そういうものもあったらいいのかなと思います。それからあとはなみちゃんなんですけれども、今、はなみちゃんのほうは女の

子で、１人で寂しいですよね。これ、男の子用にも何かお友達とか、そういうつくることはできないんでしょうかね、お友達とか、そういうものをちょっとお考えになっていただければなと思うんですけれども。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　そうですね、今言ったご提案も、ちょっと観光物産協会のほうと共有して検討していきたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　その際、ちょっとはなみちゃんはちょっと動きがちょっと苦手なので、もうちょっと活発な男の子でどこにでも行ってみんなに握手なり、何なりできるような、そういう子がいればいいかなあなんて思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、あとグッズのほうなんかもそういうふうにいろいろ考えていただくということでしたので、それでは次に、三ノ丸の広場の飲食店のほうに移らせていただきます。

三ノ丸ですけれども、今回、これまで契約されていた方と契約がちょっと解消できるような状況になっていると思うんですけれども、今回、出店された方々はその方のつながりで多分出店されたと思うんですけども、今後、そういう出店に向けてどのようにお考えか、お伺いしたいんですけれども。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　ご質問をいただいた出店の関係なんですけれども、今年の桜まつりにつきましては、いろいろ検討したんですけども、結果的には従前のとおり、三ノ丸広場については、以前、出店していた露店の方が出店をして、主に町内の事業者さんについては、しばた千桜橋の下、さくらマルシェ、そちらのほうに集約をして出店を行いました。

来年以降のことなんですけども、ちょっと今年と状況が変わってくるということで、今年の状況を見ると、露天商なんかもやっぱりこのコロナ禍の中で大分やっぱり廃業されている方も多いということが分かりまして、今年の三ノ丸の出店もいろいろ意見聞くと、やっぱり寂しいとか、出店が少ない、そういった意見もいただいておりますので、こちらのほうは早い段階で出店に向けては商工会、観光物産協会と連携しながら、これまで出ていた露天商、あとは地元の事業者さんと検討して、最終的には三ノ丸広場が出店のメイン会場で、露店も地元の事業者さんも共存で、期間中、出店して稼いでいただければ、これが一番理想なのかなと思うんですが、そちらの方向に少しでも近づくように関係機関、連携して協力して進めていきたいなと考えております。（「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　今、マルシェという言葉も出てきましたのでちょっとこのマルシェはちょうど千桜橋の下のほうでやられたお店なんですけれども、６時に終わっているんですよね。もうちょっとこの時間帯をやっぱり、それこそライトアップされてお客様が今から出てくるというときにもうお店が閉まっちゃうもんですから、その辺もちょっと長い時間できないものかどうか、その辺のちょっとお考えいただければなと思います。出店された方にちょっとお伺いしたんですけれども、「もっと時間遅くてもいいんだけどもね」っていう話はございました。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　さくらマルシェにつきましては、今年期間中時間が、確か10時から一応午後の５時までということで出店をやっておりました。ただ、その日の状況によって朝から多くのお客さん来ているようでしたらちょっと時間を前倒して営業したりとか、あと一番混んだ４月１日の土曜日かと思うんですが、その日は本来午後の５時までの予定だったんですけども、時間を多少延長してやったというふうなことで聞いています。今確かに夜桜も含めますと夜も多くの方がいらっしゃるので、受入れ環境とすればあそこの時間帯まで営業してればいいんですけれども、ただ、さくらマルシェにつきましてはいろいろ事情を聞くと、やはり翌日の仕入れとか、仕込み、要はもう５時過ぎると、早速もう次の調理器具はあそこで調理していますから、調理販売していますので、当然、調理器具を洗浄して、さらに、翌日の朝からスタートできるように仕込みまで含めるとやはり５時までが限界なんだという声も聞くわけですね。そこら辺は最終的にマルシェのほうで検討していくようにはなるんですけども、そこら辺はなかなかその出店者の状況、そういったのにやっぱり委ねざるを得ないのかなとは考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　では、いろいろお話しをいただきまして、中でも出せるような簡単なもの、簡単なもので出せるようなお店があったら出していただければなと思います。

それから、次に、障がい者の方へのおもてなしのほうに移らせていただきます。

今回はいろいろ障がい者の方とかそういう方の、いろいろ皆様方のご協力によって手助けをしていただいたっていうことで書いてございます。まず、そういうことはもう私も今までも見ていますので、そういうことをやってくださったんだなという思いはございました。

それで今回手話ですね、よかったですね手話、本当に目の見えない方、それから耳の聞こえない方、結構やっぱり不自由ですよね、不自由な思いをされている中で、こういうふうにやっ

て出していただいたというのはよかったのではないかなって、次にもこういうものをどんどん新たなものを皆さんの手助けになるようなものを出していただければと思います。ありがとうございます。あれは要りません。回答は要りません。

５番目に行きます。

駅構内の車椅子なんですけども、ベビーカーとか車椅子の方、車椅子の場合はちょっとエレベーターというんですか、あれついていますのでまだいいんですけれども、ベビーカーを持った方っていうのはちょっとなかなかエスカレーターですか、あれを使ってもなかなかちょっと難しいものがありまして、その辺ちょっと苦労しましたっていうお話を伺いましたのでちょっと話を出させていただいたんですけれども、あそこにエレベーターとかは考えてないんでしょうかね、その辺をお伺いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　船岡駅については、実は駅の構内というんですかね、ホーム内にエスカレーターがございまして、そういった事情であれば駅員に申出ていただければ利用できるというふうに聞いているんですね。ただ、実は今年４月、ちょうど昨年末から、船岡駅で今も続いているんですが、エスカレーターの修繕工事をＪＲのほうで行っていまして、今年はちょっと使えない状況だったんですね。ですので、ＪＲのほうでも、なるべく車椅子の方、ベビーカーを連れの方は、できれば大河原駅のほうに降りてくださいというふうなＪＲはＪＲのほうでそういった対応していたということもあったんですけれども、ただ、当然、開催前は実行委員会のほうでＪＲの当然駅長さん通して、駅員の方、あと船岡駅の２階のほうは町が委託している請願口でもございますので、あと期間中対応する町の職員、あとはシルバー人材センターの会員さん、あとは一般の町民ボランティアガイドの協力もらっているんですが、そういった方とは、くれぐれもそういった方がいたら、支障、不便のないようにちゃんと介助してくださいねということで共有して行っていました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　エレベーターの設置にはどうなんだろう。すみません。今、エレベーターの設置についてはどういうふうになりますかね。エレベーターでいいのか。

○議長（髙橋たい子君）　質問、答弁は簡潔にお願いしたいんですが、質問に対応した答弁をいただけるとありがたいんですが。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　大変失礼いたしました。

船岡駅エレベーターございますね。エレベーターございまして、すみません。私、先ほど修

繕中と言ったのは、すみません。エレベーターですね。エスカレーターは元から船岡駅にございまして、エレベーターのほうが船岡駅の構内のほうにございまして、それがちょっと修繕中だったということでございます。（「失礼いたしました。ごめんなさい」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　佐々木議員、どの場所につけてほしいとかって、具体的におっしゃっていただくと答弁の仕方もあるかと思いますのでよろしくお願いします。（「ありがとうございます」の声あり）もう一度どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　今、駅にはあるというお話でしたけれども、仙台のほうから来るお客様については１番ホームに着きますので、ベビーカーでも、まず何とか降りやすいというんですか、それが白石方面から来た場合には、階段を上らなきゃいけないんですよね、そういう方のためにもちょっと、お考えいただければな、また仙台から来た方は、２番ホームから行かなきゃいけないということになりますので、その辺でちょっとお考えいただければなと思ったんですけれども。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　そういった場合、今はまだ修理中なんですけども、構内にあるエレベーターを利用して１階に降りて、１階の改札口から出てもらえれば解消されるのかなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　分かりました。じゃあそれは私も行って、ちょっと確かめたいと思います。分かりました。

じゃあ次の６番目に移らせていただきます。海外からの観光客、本当にＪＯＶ活動は桜まつりあるたびに、お子さんたちが本当に一生懸命元気はつらつな顔で一番最初はやっぱりちょっとおどおどしたとこがありましたけれどもやっぱり年々進むごとに、何回か回数重ねてきているうちに、すごく自分たちも自信が持ててきたんでしょうね、本当にね、外国さんに接する態度っていうんですかね、その接し方っていうんですかね、何か物おじなしで、今の今の子どもたちはすごいなって見させていただいたんですけれども、やっぱりこういう教育の仕方というのは、普通の家庭生活においてもすごくプラスになるものと思っております、私は。これからもどんどんお子さんたちにこういういい影響の与えられるような活動を続けていただければと思います。みません、ありがとうございます。

一番最後に２問目のいいですか、続けて。

○議長（髙橋たい子君）　今チャイム鳴っていますけれども、佐々木裕子議員、終わるまでご協

力お願いいたします。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　では、２問目になりますけれども、プレミアム商品券の件になります。

これ結構枚数残ったように思います。3,000セットのうちに1,899セットですね。これどうしてこんなに残ってしまったのか、その辺、普通の企業でしたら営業をかけるとかそういうことをなさると思うんですけれども、そういう何か皆様に買っていただくような方法というのは、何かお声がけとかはなさったのでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　柴田町観光物産協会が発行した太陽の村・さくらの里プレミアム付き３割増し商品券の件でございますが、町長答弁にもございましたとおり、今回、3,000セットを販売しまして、最終的な販売数が1,899セットということで、割合にしますと63％という結果でございました。これについては事業の終わった後、いろいろ実績報告を基に検証を行ったんですけども、まず、販売する側のほうでは、太陽の村でも、さくらの里でも、随所に努力をしたと、あとは町のほうでもお知らせ版に載せて、販売中ですとか、あとチラシ、こちらの３割増し商品券のチラシですけども、こちらのほうもたしか全戸配布したような記憶があるんですけれども、周知に努めたと。ただこれだけちょっと結果的には残ったとなるんですけども、果たしてもともとその3,000セットというのが、発売数として正しかったのかというか、それだけの需要があったのか、これはこの事業がそもそも新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業でしたので、まず事業計画する際に事業設計を行うんですけども、まず、事業費を算出するのにまず何セット販売するかと、これについては過去のいろんな商工会さんが販売した商品券事業なんかで、実際観光物産協会でどのぐらい使われたのか、そういったのを見て、多少上乗せして3,000セットということで設定したんですが、もしかしてその3,000セットが多過ぎたのかっていう、あとは、今回の商品券、販売期間、あと使用期間も８月から１月までということで６か月間だったんですけれども、その販売期間もやっぱりこういったのに影響しているのかなと、そういったふうに分析しております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　そうですね3,000セット、一応3,000セットはもうつくったわけですから、それをどうにか完売できるような、私たち議員もここに菊が飾ってありますけれども、菊まつりになると、チケットよろしくご協力お願いいたしますとか、そういうのがございます。やっぱりそういうふうにやってお話を持っていく。まず、お店、商店街とかね、そういうところにもここに置かせてくださいって、来た方にちょっと3,000円で900円がプラスになるわけで

すから、皆さんそれを聞かれた方は、そんなに嫌な思いはするわけはないんですよね、900円も得するわけですから。そういうそういう中でやっぱりそういう皆さんの情報発信とそれから営業と言ったらあれなのかな、やっぱり対面してお願いする、そういうものがちょっと足りなかったのではないかな、もうちょっと販売意欲を持っていただければありがたかったかなあと思うんですが、せっかくの国での事業だったので、柴田町にとっては活性化になる、そういうのにつながると思うんで、そして皆さんにも得することなので、もっとこう売り切れましたっていう声が聞ければよかったなと思っているんですけどもその辺ちょっとお伺いできれば。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　そうですね、まず今回の件なんですけども、当初は販売場所についても検討を行いました。それでより多く、今回の事業というのは、いわゆる町民、消費者の支援というよりは、いわゆる町の公共施設の指定管理者を支援するための事業だったんですね。というようなことで、やはり一枚でも多く売れれば、その分、指定管理者のほうに、収入としては実績が上がりますので、町の立場としても議員と同じように一枚でもっと多く売ってくれればなというところは正直あるんですけども、販売場所については確かにいろいろ役場、商工会、いろんなところで販売したらって話があったんですが、ただこれも過去にもこういう３割増し商品券をやったことがあるんですけれども、やはり買われた方が、いろいろ商工会の商品券とか、いろいろな券がある中で、券を見れば書いてあるんですけれども、その券を持って一般の町、町内の商店街に持っていっちゃうというような、そういったことで、ほかの町内事業者に迷惑をかけてしまうというそういった実は側面もあって、ここはいろいろ検討したように、町内事業者にはやっぱり迷惑をかけられないので、やっぱり、販売先は、販売元は太陽の村とさくらの里、そこで販売の際に職員が必ずそこを周知徹底すると、この券はあくまでも、ここととここととでしか使えませんので、それでも構いませんねということでほかの町内のお店屋さん使えませんからねと念押して販売したということも、今回の一因としてあるかと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○14番（佐々木裕子君）　今言われ、答弁いただきましたことはよく分かります。

ただ、協力していただくということで、買い求めてもらう。商店街、いろんな企業に行って、買い求めていただいて、従業員の方々に、会社のほうで何とかして使っていただくような方向に持っていただければよかったのかなってちょっと思うんですけれども、本当に、その辺ね、これからもまたこういうことがなきにしもあらず、せっかくのそういうチャンスをもうちょっと自分の利益につながるような形で持っていただくような、考えをちょっとプラスしていただ

ければ、スタッフのほうももうちょっとね売上げなんかも伸びるのかな。ちょっとすみません。

○議長（髙橋たい子君）　佐々木議員要望でよろしいですか。

○14番（佐々木裕子君）　要望させていただきます。

○議長（髙橋たい子君）　よろしいでしょうか。

○14番（佐々木裕子君）　すみません。この要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（髙橋たい子君）　これにて14番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

１時20分再開といたします。

午後０時０８分　　休　憩

午後１時２０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

７番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔７番　安藤義憲君　登壇〕

○７番（安藤義憲君）　７番安藤義憲でございます。１問質問いたします。

１．住民の安心・安全な生活のために。

無人航空機いわゆるドローンの飛行に対して伺います。

ドローンの飛行許可空域としては、①空港周辺②緊急用務空域③150メートル以上の上空④人口集中地区⑤国の重要な施設等の周辺⑥外国公館の周辺⑦防衛関係施設の周辺⑧原子力事業所の周辺の８つの地域と、その周辺地域およそ300メートルの上空が原則禁止されています。これらの空域・周辺を飛行させるためには航空局および警察からの承認が必要となっています。

本年２月末に本船迫字岩ノ入から船迫字庚申前地区にかけてドローンの飛行が確認されました。住民の方にドローンが飛行したことの確認と了解を得ているのか聞きましたが、ドローンが飛んでいることを初めて聞いた、ドローンが飛行することの連絡は入っていない、ドローンを飛ばすことに対しての了解はなかった。もしかしたら上空から地形の確認で写真を撮っていたのではないかとの話でした。付近は柴田高校や幼児施設があります。ドローンの落下や、上空から写真を撮影される可能性もあります。

住民をはじめとして、柴田高校の教職員と生徒、乳幼児施設の子どもと保育士、職員の安全

とプライバシーが脅かされるのではないかと危惧し、伺います。

１）ドローンを飛行することにおいて、町への承認・許可・報告は必要なのでしょうか。

２）柴田町において飛行許可を要する区域は平成27年度の国土地理院地図による人口集中地区の船岡地区・槻木地区・西船迫地区があります。この地区の他に飛行許可を要する地区はありますか。

３）施設の用途に応じて飛行禁止区域を設定している自治体もあります。公民館、歴史民俗資料館、防災センター、コミュニティーセンター、図書館、児童館、総合運動公園、地下駐車場など、それぞれの自治体の考えを基に飛行を禁止しています。町として町有施設を飛行禁止区域に設定する考えはありますか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　安藤義憲議員、１点ございましたドローンに関係します３点あります。

まず、１点目と２点目は関連がありますので、一括してお答えをいたします。

無人航空機の一種である、いわゆるドローンについては、「航空法」、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」により規制されております。

議員ご存じのとおり、国会議事堂等の国の重要な施設や防衛関係施設、空港などの施設の敷地とその周囲おおむね300メートルの地域の上空においては、ドローンの飛行が「原則禁止」となっており、本町では、陸上自衛隊、船岡駐屯地及びその周辺がこれに該当いたします。

また、ドローンを飛行させるために「許可・承認が必要な区域」としては、人口集中地区である船岡地区、槻木地区、西船迫地区のほかに、仙台空港の周辺が規制の対象となっており、本町では、四日市場地区、槻木駅周辺、東船岡地区などが該当します。加えて、地表または水面から150メーター以上の空域についても「許可・承認が必要な空域」として該当します。これらの空域での飛行をする際の飛行許可・承認については、航空局で行うため、町への承認・許可・報告は必要ありません。

なお、これ以外の空域であってもドローンを飛行させるためには、肖像権やプライバシーなどへの配慮、土地の所有権等を考慮しなければならないものと考えております。

３点目、町として町有施設の飛行禁止でございます。

ドローンについては今後も様々な分野での利活用が期待されますが、その反面、事故が発生した場合に人や財産等に損害を与えるおそれや、私有地等への侵入、プライバシーの侵害など

が懸念されます。ドローンを飛行する際は、関係する法律等の遵守と、マナーを守りモラルを持つことが不可欠であると考えております。

全国の一部の自治体では、施設の管理等の条例において、施設の管理、運営上、ドローンの飛行に係る制限を設けていることは確認しておりますが、本町といたしましては、ドローン飛行や規制等に対する住民の意識や経験則がまだ十分ではありませんので、現在のところ、条例で具体的な規制を設けるまでには至っておりません。ドローンの飛行に係る問合せや届出があった際には、これまでどおり、各施設等の条例等において、利用に係る禁止事項、行為の制限の規定などを運用しながら指導や使用許可を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○７番（安藤義憲君）　はい、このドローンなんですけれども、２月に飛行されたとき、そのときには町、今の答弁の中にも含まれていると思うんですが、通知は必要ないというふうに理解してよろしいんでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　ご案内のとおり、町への通知の義務はないということでございます。

○議長（髙橋たい子君）　安藤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○７番（安藤義憲君）　この人口集中地区ですか、この柴田町の中にあって国土交通の中にあっての地図をちょっとプリントアウトしてみたんですけれども、その３地区、いわゆる船迫、船岡地区、槻木地区のほかに、小学校、中学校が含まれていない集中地区から外れているというとおかしい言い方ですけれども、例えば東船岡小学校、このちょっと色、赤くなっているところは集中地区で、東船岡小学校がこの地区にあります。完全に集中地区から外れております。あとそれから、西住小学校もそのとおりに、集中地区から外れているようでございます。あともう１か所、いわゆる柴田小学校、そこなんですけれども、柴田小学校、完全に外れております。そこの隣にはたんぽぽ幼稚園さんがあるわけでございますが、これらの学校含め周辺は、飛行禁止ではなく、飛行することは可能なんだというふうに理解するべきなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　学校周辺のドローンなんですけれども、航空局の標準マニュアル、無人航空機飛行マニュアルというものがあります。この中で第三者の往来が多い場所、学校とか、病院等、不特定の多数の人が集まる場所や上空その付近は飛行させないということで

マニュアルには書いてあります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○７番（安藤義憲君）　こども家庭課にお伺いします。

この幼児施設数も、先ほど１か所あると言いましたが、そのほかにもいわゆる町有での保育所以外の幼児施設というのもそれぞれございますが、それらに対してはどういうふうな指導というか、されるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　先ほど、教育総務課長が、学校関係のことで答弁申し上げましたけれども、保育所等についても、同じように飛行マニュアル、無人航空機飛行マニュアルの第三者の往来が多い場所と、そういうカテゴリーの中で制限はかかるものというふうに考えています。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○７番（安藤義憲君）　それから、基本的には町の施設なんかはドローンの飛行禁止空域に当たるだろうというふうに思うんですけれども、条例ではそこまで行ってないということでございますが、町の施設関連に対して飛行禁止空域を設定する条例で明文化するというようなことは考えられませんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　町の施設の関係で、条例でドローンの飛行を規制すると、そういうことはできないかというお尋ねでございます。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、今のところドローンを使った飛行で、特に問題が発生しているというわけでもございませんし、実例がございませんので、今のところですと条例を制定するという考えはございません。

また、今の現在の持っておりますそれぞれの条例の中で、秩序に反する行為等を制限するというようなこともございますので、その範疇で対応できるというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○７番（安藤義憲君）　今、特には考えてないということでございますが、宮城県のほうでも特別な条例はないみたいでございます。

ただ、全国のやつを見てみますと、例えば富山県は、都市公園条例の中に罰則を含めた条例も含まれているとか、平塚市とか、全国で条例で飛行禁止をうたっているところが、全国各地自治体にあるわけでございます。今はドローンも柴田町内で、上空で飛ばしているという姿は、

私としては先ほどの２月の分は確認しているだけなんですけれども、これから先、いろいろと出てくると思います。当然、農業等で消毒なり、種子をまくなりの農業用のドローンもあります。そういうふうなことを考えていくと、ある一定の歯止めとしての条例はつくるべきではないかなと思うんですけれども、再考できませんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　無人航空機での活用についてということになりますが、航空法やら、それから小型無人飛行禁止のルール、そういったものでもう、ある程度縛りがかけられていますので、改めて条例で規定するという必要は今のところないかと思います。議員おっしゃられたとおり、今現在、ほかでつくられている条例も自分の所轄しているエリアを改めてドローンを禁止しましょうと明文化しているだけでございまして、それぞれ手持ちの条例で規制するということは何ら問題がないところでございますので、今のところは改まった条例の整備ということは考えておりません。

○議長（髙橋たい子君）　安藤議員、再質問どうぞ。

○７番（安藤義憲君）　今の件について、農政課として、農業従事者に対しての指導というかそういうのは考えられていますでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　現在の町内の農業者５軒が大規模農家ですが、個人、法人でそれぞれ１台ずつ保有しているところでございます。購入時には、必ず航空法等の講習を受けておりまして、実際、ドローンを使うときに宮城県の無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン、これに従って使用しておりますので、何ら問題は発生しない状況でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○７番（安藤義憲君）　ありがとうございます。ぜひ、考えていただきたいんですけれども、ドローン、大変便利な機械でございます。そして、カメラも精密で小型化されております。どうしても個人的なプライバシーを含め、そういうものが脅かされるということを考えていくと、そこら辺はやはりもう少し後でやればよかったというよりも、早めに対応を取られたほうがいいんじゃないかなと思いまして質問させていただきました。もし、何かございますれば。

○議長（髙橋たい子君）　答弁漏れですか。訂正の申入れですか。許可します。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　飛行禁止区域の中に空港周辺のエリアということで、柴田町では、具体的には大体自衛隊の入り口ぐらいから、富上分校に向かってぐらいを真っすぐ切った空港

側が全面的に禁止の区域に入っているということになります。それもすり鉢状ということになりますので全部が全部ということではございませんが、そういう禁止区域にも指定されているということを追加でお話をいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足ですか。町長。

○町長（滝口　茂君）　今回のドローンに関しましては航空局が所管しておりまして、航空局で禁止区域と許認可する区域ということになります。柴田町の場合は市街化区域として、先ほど議員がご指摘になりました赤い部分ですね、そのほかにもこの先ほど今総務課長が言ったこちら東側、これ全て許認可なので、我々の権限には入らないということになります。そうすると、もし、議員が心配な条例をつくるとなると、ほとんど山手のほうしかないということなので、まずその条例をつくって、富山県のように罰則規定を設けるとなると、150メーター以上は、これは許認可なのでね、いいんですけれども、実際に罰則規定まで設けた条例で、誰がそれを監視するのと、こういう技術的な問題が出てくるわけです。禁止ということは違反をした人に対しては、役場が取り締まらなければなりませんのでね、そういう技術的な問題があって、柴田町の施設の上を禁止区域にしたといっても、じゃどうやってこれ取り締まるのと、必ずそこが出てきますので、やはりこのドローンの使われ方が地域社会に影響が出始めたと、タッチした時点で、我々経験則を固めた上で、やっぱりどうしても規制ということになれば、次のステップに進むということなので、このドローンの許認可が増えてくるのかどうかね、航空局に聞いたんですが、柴田町のドローンの許認可、どのぐらいですかって聞いたら、そこまでは把握できていないくらい１日に何万件、あれどこだっけ、まちづくりだっけ、誰か、総務課長か、航空局では、東側ですね、東日本それを１日何万件、飛行機から何からかかってくるので、申し訳ないんだけれども柴田町の分は把握できませんというお話でした

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　安藤議員、再質問ございますか。

○７番（安藤義憲君）　ありがとうございます。

終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて７番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時50分再開といたします。

午後１時４３分　　休　憩

午後１時５０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番広沢　真君、質問席において質問してください。

〔15番　広沢　真君　登壇〕

○15番（広沢　真君）　15番広沢　真です。大綱１問を質問します。

１．教職員未配置と教員の労働条件について柴田町の現状と対策は。

宮城県内では、年度途中からの産休・病欠に対し代替えの教職員が来ないという不安が広がっています。マスコミで未配置の問題も報道されていますが、町内の小中学校での現状はどうなっているか伺います。

１）町内小中学校教員の産休、病休の現状は。

２）県の対応は。

以上、伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　広沢　真議員の大綱１問、教職員の未配置問題についてお答えします。

２点ございました。

１点目、町内小・中学校教員の産休育休等の現状についてです。

宮城県内で教員が不足し、公立小中学校で66名が未配置となっていることが報道されました。教員不足は、宮城県に限ったことではなく、全国的に同じ問題を抱えております。

本町で、産前産後・育児休暇などを取得している教員は、８月末現在で10名となっております。

休暇取得教員の代替が未配置となっている人数につきましては３名となっており、未配置となっている小学校では、学級担任がいない状況を避けるため、本来、担任を持たない教務主任などが担任を代行するなどして対応に苦慮しております。

文部科学省で令和３年度に「教師不足」の実態調査をしたところ、発生要因として、産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休取得者数などの増加により必要となる臨時的任用教員が見込みよりも増加したこと、また、もともと臨時的任用教員として勤務していた者の正規採用が進んだこと、臨時的任用教員のなり手が既に他の学校や民間企業などに就職済みであることなどによる講師名簿登載者の減少が大きいことが挙げられていました。

また、団塊世代の大量退職や教員志望学生の減少などが影響していることも考えられます。

本町での教員志望の学生の後押しをする取組としましては、「大学のあるまち柴田」の特色を生かし、教員を志す仙台大学生に児童生徒の授業や学習活動を支援してもらう「未来先生」を実施しており、今年度も41名に登録していただいています。教員として実践的な経験を積みながら、児童生徒との交流を通じて得ることのできる「やりがい」や「楽しさ」は、教員志望の学生にとって貴重な経験となっています。この「未来先生」の取組は、教員の魅力を向上させ、教員不足の解消の一助となっていると自負しているところです。

２点目、県の対応についてです。

県教育委員会においても、大変厳しい状況であると認識しており、未配置を解消するために、新規採用を今年度と同規模で行い、正規職員の割合を高めていくほか、令和５年度から勧奨退職制度を当面の間、募集を停止するなど未配置の解消に取り組んでおります。

また、講師確保のために、①年間を通した電子申請による講師登録の受付、②講師募集のリーフレットを活用した県内外の大学などへの呼びかけ、③教員免許を持っていながら学校で教えた経験がないものの、講師登録を考えている方を対象にした説明会・研修会の開催、④市町村の広報紙への講師募集の掲載依頼や退職者への声がけによる広報の拡充など、これまでの取組を強化するとともに、さらなる取組についても検討していくとのことです。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　広沢　真君、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（広沢　真君）　代替教員の不足というのは、全県的にもかなり問題になっており、新聞報道等でされておりますので、教育長のご答弁にもあったとおり、皆さんも認識されているというふうに思います。現状として、ちょっと伺っておきたいんですが、８月末現在で産休、育児休暇等を取得している教員が10人というふうになっておりますが、このうち、重複している複数人以上いる学校というのは幾つあるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　小学校１校になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○15番（広沢　真君）　そうすると小学校１校で２人以上の方が同時に産休、育休を取っておられるということだというふうに思うんです。そのうち３名の代替教員が来ているというところで、この３人の方はクラス担任の代替というふうになって配置されているんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　３名未配置でございます。（「未配置か、すみません」の声あり）

未配置の学校では、先ほど答弁でも申しましたけれども教務主任等の普段は担任を持っていない職務の担当者が、担任を代行しているというような形になります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。補足ですか。課長、どうぞ。

○教育総務課長（小林威仁君）　申し訳ございません。先ほどの答弁で誤りがありました。複数人いる学校ですけども、小学校２校になっております。申し訳ございませんでした。

○議長（髙橋たい子君）　広沢議員、よろしいですか。

○15番（広沢　真君）　はい。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　複数にいる学校についてはこの代替の先生がもう配置されているという前提なんでしょうか。（「はい」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　答弁はいいんですか。

○15番（広沢　真君）　今確認しうなずいていただきました。

○議長（髙橋たい子君）　直取引しないでください。はい、どうぞ。

○15番（広沢　真君）　そうすると未配の方、未配の部分で３人のまだ足りない先生がいるということであれば、これ以上さらにということであればね、非常に危機的な状況になりかねないなあというふうに思っております。

もし、例えば、おめでたというのは、授かりものですから、子どもを産まないでくださいって言えないわけですから、もし、今後の対応が必要な場合でも、現状でこの状態ですから、さらに配置を求めた場合にすぐかなえられるというふうこともあり得ないというふうに思うんですが、そういう場合の対応というのはどういうふうに考えられるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　柴田町だけの問題ではないので、なかなかこれから増えた場合の対応っていうので人をあてがうということは難しいことになるかなと思いますので、校長とどんな対応が考えられるのかというのをちょっと検討しないといけないなと思っているところでございます。

例えば、体育なんかを複数の学級でやるとかというような方策は、これまでも現場では取っている策なので、でもそういった一時的なものだけでは乗り越えられないと考えておりますので、今ちょっと頭痛めているとこでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　たまたま私のお付き合いのある学校の先生方の間でも柴田町大変だよというううわさになっておりまして、その中で、「最悪年度途中でのクラスの編制を変える必要もあるんじゃないかなんていう話も考えられるよ」と言われたんですけれども、そういうことというのはあり得るんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　クラスの編制替えというのは今のところは考えてはおりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○15番（広沢　真君）　であれば、当面の不安の中で１つは解消されたなというふうに思うんですが、そのほかに、今後も言っても、今年だけではなく、教育、学校がずっと続いていけば行けば行くほど、新たに子ども生まれる先生方、あるいは子どもを育てる先生たちが当然いるわけで、そのあたりを町独自でやれるかというとあれなんですが、例えば教職員組合と県教委とのやりとりを見ていると、例えばプール制度なんていうのが出てくるんですが、このプール制度とういのは、これは県の教育行政の中で登録の講師を確保しておくというようなことなんですけども、これ町の独自の制度としてはなかなかできないですよね、どうなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　制度としては、今、県でもということでね、県では行えるというふうに聞こえましたけども、制度があっても、あてがう人が県全体でいないという非常に厳しい状況でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○15番（広沢　真君）　その厳しい状況で、今のご答弁の中にもありましたけれども、県教委の主な説明としましては、団塊世代の大量退職に伴って新規採用を増やしたために、これまで正規教員の予備軍として待機していた、講師陣が相当、新規採用されてということもあったんですけれども、そもそもの教員志望者が減っているのも大きな原因かなというふうに思います。例えば現象として、柴田町でも当然、教育実習などの受入れを行っているというふうには思うんですが、実感としてというか、実態として教育実習なんかは減っているんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　減っておらず、仙台管内のほうで、ちょっと配置の学校がなかなか探せないので、仙南の沿線沿いの柴田町さん、協力いただけますかというような依頼を受けて、実習、分かりました。教科は何ですか、これこれですよということで、確認をして、それだったら受け入れられますよというような形で受け入れているという、そういうような状況でござ

います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　それはちょっと意外なお話を聞きましたが、私も実は若い頃に柴田町で、船岡中学校と柴田小学校で教育実習のお世話になったという経験もありますので、一応昔は目指していたこともあるということで分からなくはないんですが、それこそ私が学生の頃なんていうのは、教員は憧れの職業の一つとして挙げられていまして、同級生などでも一時はなったかならないか別として、一時は目指して教育実習などに行くなんていうような同級生や知り合いなんかも多かったわけですけれども、そういう状況がやっぱり今一変しているというふうに思います。

１つは、やっぱりかつてのように憧れの職業でなくなってきているという点については、教員の職場がブラックな職場であるというふうなことが一般社会に知れ渡ってと言ったら言い方悪いですが、実態が明らかになってきているということですよね。その実態をもう少し柴田町の中でもどうなっているのかというのを伺いたいんですが、昨年度、文部科学省が教員の勤務実態調査というのを行っております。１日の在校等時間、10月、11月の平日のみで平均でその学校の教職員の勤務が大変だということが一般に知られるようになってからしばらく時間がたっていますが、2016年の調査のときには、在校時間平均が小学校で11時間15分、中学校が11時間32分ですね、昨年の2022年度の調査では、小学校が10時間45分、中学校が11時間1分、多少の増減というか、どちらも30分程度の減ということになっていますが、根本問題は解消されていないということが文部科学省の調査で出ております。

そして、１か月換算で時間外勤務がどんなものだったのかということでいいますと、１日当たりの平均時間外勤務が、小学校が３時間37分、中学校が３時間48分ということで、これを１か月換算で直しますと、小学校が72時間20分、中学校が76時間ということになりまして、2016年から大きく変わっていないのと同時に、いわゆる過労死ラインと言われている月80時間に近づいていると、非常に危険ラインの水準にあるということが全国の統計上は出ていますが、当然、学校により、地域により違いはあるというふうに思いますが、今の柴田町の町内の小中学校の先生の勤務実態というのはどのようになっているかというのは何かお答えできる内容あるでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　小中学校の教員の時間外の昨年度の令和４年度の平均時間になります。小学校で月平均35時間、中学校で平均45時間というふうになっております。

ただ、この月40時間を１回でも超えた方というのは過半数を超えておりまして、役職別でもやはり教頭先生の時間外が多いというデータになっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　なるほど、その全国平均よりは少ないけれども、過重になっているという実態は柴田町に起こっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　今、課長が申しましたように、データで管理職が職員の時間をある程度確認できますので、大分改善に向かってきているのではないかなと思っています。

また、その勤務時間と同時に、例えば小学校でいいますと、４年生以上27から28時間授業時間持たないといけないんですね、これまでは。ところが、国の制度もやっぱり人手不足解消、それから学校に魅力を持たせるということの策の一つつとして、小学校の教科担任制というのを聞いたことございますでしょうか。英語とか、理科とか、社会とか、数学とか、これを専門に教えてもらう教員を加配で張りつけて、例えばうちの柴田町の学校でも、小学校27、28、高学年だと持たなければいけないのが、教科担任制が入ったことで、21、22ということで持ち時数が減ってきているというような現状もございます。

また、やっぱり教員の魅力ということに関しましては、国も頑張ってくれているんですけれども、以前に奨学金借りたら教員になった場合には返済しなくてもいいですよという制度があったんです。それをやっぱりもう１回見直していこうではないかという動きが、この間の新聞見たら出ていたので、こういった制度がもう１回復活してくれば、ある意味で教員に希望を持って飛び込んでくる若者が増えるのではないかなと期待したところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　当然、学校現場でも勤怠管理されていて、在校時間というか、校舎内での仕事について管理職の校長先生、教頭先生がきちんと管理をされてきているということでの改善点はあるというふうに思うんですが、私の印象として、私も身内に教員がいましたので、子どもから大人になる過程の間で、親の仕事を見てきているんですが、今でも知り合いの先生から聞けばあるというんですが、教員て持ち帰り仕事が多いという思いがありまして、例えば、うちの話で申し訳ないんですが、うちの親の仕事ぶりを見ていると、持ち帰ってきて、例えばテストの採点、それから通信簿つけ、それから通じるかな、ガリ切りって、年代、通じる人の年代があるんですけれども、鉄筆を使って学級通信などを作っていたというのが記憶に残っていて、子ども心には、先生ってそういうものなのかなというふうに思っていたんですが、それ

が実は持ち帰り仕事の残業だったっていうのは、大人になってから初めて聞きまして、そういう部分も含めて、先生たち持ち帰りの仕事も多いということなんですが、校内での時間外労働、部活動も含めてなんでしょうけれども、という部分の把握は進んでいると思うんですが、例えば持ち帰り仕事、特に私、懸念してるのは、ＧＩＧＡスクールでタブレット端末が入っていますが、その管理としては、ログインが９時までというふうになっているみたいですけれども、例えば、気軽に先生たちの間にチャットなどを使って連絡が入ったりとかということで、退勤後も連絡が入る可能性なども含めて、持ち帰り仕事というのは増えているんじゃないかなという懸念があるんですが、そのあたりの実態というのはつかまれているでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　実態としてはつかんでおりませんけれども、現場からはこういう話が届いております。例えば持ち帰り仕事の中の一つに小テストの丸つけ、これは今タブレットで瞬時にもう集計できるというような声も聞いております。ただ、そのことができる教員がどれだけいるのだろうかというようなことですね。そういったことを心配ありますけれども、間違いなく先生方もそういう情報を耳にして、自分でも頑張ってチャレンジしてくれているのでないかなと思っているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○15番（広沢　真君）　タブレットなんですが、当然、議会もご覧のとおりタブレット入れまして、それぞれの皆さんがそれぞれの習熟度といったらあれですかね、使い方について、言ってもよく機能を知っている人と、最初はもう初めて触るような方々から様々な疑問点やそれから使い方のレクチャーなどを行ってきたわけですけれども、一斉に全学校を入れたわけで、全ての先生がやっぱりこのＩＣＴの機器に習熟しているわけではないと思いますので、そのあたりの部分のサポート体制というのはどうなっているんですかね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　なかなか専門家に入ってきてもらって、全ての学校に対応するというところは考えての実現は難しいなと。ＩＣＴの技術がたけていても、やっぱり指導する技術というのが伴ってくるわけではないので、この２つを併せ持った方を探すというのが、まずはかなり難しいなと感じているところです。

　また、子どもたち同士の授業を見に行くと、会話聞いていると面白いんです、一生懸命隣の子が教えているんですね、ああ、これ教えているんだなと思って聞くと「今何してたの」て言うと、「Ａ子さんがこれ分かんないからって言うから、僕教えてあげてたの」そういう姿が結

構見られるっていう今状況にあるので、やっぱりこういったような関わり合いっていうのを先生方と確認しながら、もっともっとこう大事にしていければなというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　かえって子どもたちのほうがどんどん進み方については、使い方について、自分で勉強してというか、自分でもいじる中で覚えてくということがあるんで、かえって先生たちがそれに追いつくのは大変な状況もあるかなというふうに思うんですが、実際、私がお付き合いのある結構なベテランの先生たちは、これまで触ったことのない機器をこれからやるんで、導入する前が非常に不安だというふうに思っている先生が結構いらっしゃったのと、その後の使用感については詳しく聞けてはいないんですが、かなり苦労されているんではないかなあというふうに思っています。

本来、教育が効果的に効率的にできるように導入された機器が逆に教員の労働強化につながったりしないというふうにしないかというところをやっぱり気をつけていく必要があるかなあというふうに思います。

その部分で言えば、労働強化になるのかどうかというのもあるんですけれども、例えば教育独自の使い方と、もともとこの素の使い方っていうのも含めて、まず素の使い方をマスターした上で、やっぱり教育の中でどういうふうに活用したら一番効果的かということをやっぱり今どこも、何ていうのか研究の緒に就いたばっかりというか、効果的な使い方そのものはこれから明らかになっていくというふうに思うんですけれども、そういう研究の場、あるいは少なくとも教育的な活用の仕方以外に、例えばこれをそのものを使う講習なども含めたサポート体制というのは考えられないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　ドコモさんの協力をいただきまして、年に３回、３回のステップアップしていくようにというようなことで研修、一応、昨年度も行って、今年度も考えているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　それと使い方もそうなんですが、故障した場合の対応を先生に求められると困るというふうに言った先生がいて、今、全国でいうと、柴田町も使っているＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋというのが、一斉に、多くの小中学校に導入されて、故障対応に遅れが生じる部品の製作に遅れが出るというふうな話もあるんですが、柴田町の現状でいうとそういうところというのは今現状で起きていないですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　本町においては今のところそういった事例はありません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　データによると、耐用年数があまり長くなくて、どちらかというと廉価版のタブレットなもんですから、部品の交換なども頻度は５年ぐらいをめどに上がってくるというふうに言われているので、そのあたりも含めて念頭に置いていただければなというふうに思います。

　そのほか、先日の臨時会議の中でも、若干話題になりましたけれども、部活動の地域移行の問題で、実際、今年度から様々な取組をするというふうにはなっていたはずなんですが、この間の教育委員会関係のご答弁の中では、国がトーンダウンをしているというようなこともあって、実際の進捗でどこまで進んで、今何にぶつかっているのかというところはいかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。スポーツ振興課長補佐。

○スポーツ振興課長補佐（高橋秀治君）　今現在、教育委員会で内部の会議をしていまして、今回、明日補正計上に上げております地域部活動の検討委員会ということを開催するに当たりまして、今回、協議会設置を予定しますということで打合せの場を今内部から、今度外部ということで、例えば、外部の学校の先生、校長先生や有識者を交えて協議会設置ということで、令和５年９月１日に要綱を制定しまして、施行されましたので、それに基づいて協議会の委員をこれから募集しまして、10月以降、協議会設置ということで今動いております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　協議会設置した自治体が５自治体だということを県教委が発表したのがあるので、そこにプラス１になるということで理解してよろしいですね。（「はい」の声あり）その地域移行につい、これも宮城県教職員組合が全県の、全県といっても県内全域から集めたアンケート、母数は600人だそうですけれども、部活動の地域移行に関するアンケートというのを取っていまして、休日の……違う、地域移行をどう受け止めていますかという点では、賛成が66％、反対が3.6％で、実際見てみないと何とも言えないという方が約29.8％、３割ぐらいということなんですね。

　この点でいうと、部活動の地域移行というのが、今部活動を指導されて、苦労されている先生方にとって希望の一つになっているっていうのは分かるというふうに思うんですが、ただ、それと同時に、地域移行について賛成、反対の意見とともに大きな不安を抱えているとか、意

見を持っているという先生たちが具体的に述べておられます。ちょっと紹介したいというふうに思うんですけど、これは必ずしも柴田町の先生ではないと思います。無記名のアンケートですので、お二方のを読みます。

新規採用です。これは2022年度のアンケートなので、去年の新規採用の方だと思いますが、新規採用です。この１年だけでも周りの教員の様子を見て、土・日の部活動はもちろんのこと、それ以外にも改善できる部分がたくさんあると思う。形式的な業務の排除や働き方改革、待遇の改善がなければ今後も人材を減り続けるというふうに思う。学校単位で動けない分、国や県教委の対応に期待したい。生徒のためにも今の時代に合った体制を持ってほしいでありますとか。

これは、次は大きく期待するです。必ず実施して、教員の働かせ放題の状況を何とかしてほしい。教員も人間、休養が必要だし、家族との団らんの時間も欲しい。我が家は２人の子どもが不登校になり、１人はひきこもりである。休日、部活で疲れて帰宅するので、子どもたちに十分な対応ができなくてつらかった。でありますとか。

よかった、この方針が打ち出されたおかげで、教員をもう少し続けてもいいかなと思えた。ただ、境界線をはっきりしておかないと、結局教員が出勤することになってしまうと思う。例えば休日の指導は完全に外部指導者が行うこととして希望しない教員は絶対に関わらないこととするなど、いうことをそうしないと、大会引率等も含め、教員の負担は減らない。

こういう、非常に、希望を持つと同時に懸念も持っているということですが、あと教員にも優秀な指導者はたくさんいるため、教員が参加できる制度にしてほしい、その際は地域の指導者と同じ金額の報酬を受け取るようにしてほしいというような、非常に率直な意見が出てきておりまして、最初の新任の先生のやつなんか、多分、職場の上司には絶対言えないことだと思いますので、その辺も含めてかなり勇気を持って書いていただけているなあというふうに思います。

こういう部分で言いますと、部活動の指導を地域移行にするっていうのは大いに期待を持って迎えられておりますので、特に柴田町では協議会をつくってこれから、多分、単純にストレートに進まないというふうに思うんですが、取組が続けられているという点では少し安心はしています。

ただ、やっぱり根本的な問題って、指導者が、仕事として受けられる財政的、財源的裏づけも含めてやっぱり制度を設けないと絶対長続きしないというふうに思いますので、そこはもう、国のほうにも何度も言わなくてはならないと思いますし、それを町で実現するためには非常に

困難なので、財源的な保障も含めて、国の動きを見つけなくてはならないなというふうに思います。

その部分も含めて、これからの経過を見ていかなければならないというふうに思いますし、努力をしてないわけじゃないと今もよく分かりますから、そのあたりも今後も引き続き頑張っていただくということであります。

先ほどの前半部分からの教員不足、そしてなり手、希望者が不足しているという話で、労働条件の話ですね。やっぱりこの根本問題というのは、教員の給与特措法の要するに教員を労働基準法の対象外にしておく、その条件が残っている限りなかなか根本的な解決にならないかなというふうに思っています。それはもちろん、国政の分野でその法律を何とか改廃するような動きが出てこないということですが、文部科学省なかなかそれに手をつけようとしていないので、その部分のことはありますし、それから私、今、特に先生たちの労働条件厳しく、中には外部研修、特に初任研の問題なんかもありまして、新任の先生たちが苦労しているというふうに思いますが、これもまた町独自の努力というわけにはいかないというふうに思います。

その部分でこの間、実は事前に教育長とお話をしにいって、どうしましょうねというふうにお互いに首を傾げながら悩んだんですけれども、やっぱりその一つ一つの学校でできる努力っていうのを探した場合に、学校学校ごとの業務内容の見直しといいますか、周りの先生たちに聞いても、その学校ならではの行事、学校でずっと続いている慣例などもあって、それぞれの学校で業務を一つ一つ積み重ねて業務を見直しすることによって、効率化が図れるんではないかというご意見もありましてね、そういう部分も含めた検討ができないかというふうに思っているんですが、そのあたりの取組というのは柴田町の小中学校では行っているんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　もう一度お願いします。今ちょっと、聞きほれてしまった。

○議長（髙橋たい子君）　もう一度。

○15番（広沢　真君）　言ってみれば働き方改革で、業務内容の効率化の取組ですね。その学校学校によって慣例としてずっと続いているものでありますとか、形式化しているものでありますとか、そういうものを一つ一つ見直していって、業務の効率化による結局のところ一人一人の教員の先生たちの皆さんの負担を減らす取組というのは行われていますかという。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　例えば夕方以降の保護者等からの電話による問合せ等というのは、意外と多かったんですね。これを今は時間で区切って、電話かけてあった場合でも、明日、何時

以降に電話お願いしますというようなコールがね、なされるようにしたり、こういったのはやっぱり各校長先生方からも、お声がやっぱりあって、それを取り入れてあげないといけないかなというような判断をして、実現していること。

それと、何かを変えていくっていうときに、先生方、頑張っているんだけれども、どこで何を頑張っているのかというのって、意外とこれまでは伝え切れていなかったなあと私は感じたんです。

例えば、学力調査１つとってみても、国語と数学いつも平均大体同程度ですよというような回答を繰り返してきたんですけれども、いや、本当にでも細かい部分を見ると、ないのだろうかと子どもたちが、先生たちが一生懸命頑張った成果というのがというふうに、考え方を変えて、もう一度資料を見てみたときに、国語の書くことの分野という部分で、どこも全国をプラス５点以上上回っているというようなところが見えてきたんですね。そういったことをやっぱり先生方、子どもたちに伝えていくことによって、いや、仕事のやりがいっていうかね、認められたというような、何ていうんですかね、励みをつくってあげるということが非常に大事なってくるんじゃないかなというふうなところは感じています。

ですから、この秋も、船迫小の生徒が陸上で全国大会に出てくるんですけども、恐らくはこのままだと、どこの学校からも全国で頑張ってねなんていう応援メッセージって届かないだろうなと思いまして、前回の校長会で、こういったやっぱりすばらしいことにチャレンジしている子に対して、自分の学校の中だけではなくて、ほかの８校の小中合わせた８校の子どもたちも、あんたのことを知って応援してくれているんだよっていうような応援メッセージ、これを届けるというようなことで、お互いに頑張っていることを認め合って、励ましていく、伝えていくというようなことを少しでも多く、これからちょっとやっていかないといけないかななんていうところは感じているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　教育長のその何ていうんでしょうかね、評価できるところをまず探すっていう教育姿勢というのは、私すごく、何ていうか好きで、尊敬もできるんですけれども、その業務内容の改善については、もっと個別具体的にやっていく必要があるなというふうに思っているんです。その部分で言いますと、実は６月９日に、宮城県教委と宮城教職員組合が交渉を行った際に、宮城教職員組合側から、勤務条件改善と長期休業中の勤務に関する交渉というのを行っています。その中で、多忙解消のために全ての学校で労働安全衛生委員会を開催し、業務削減改善を各学校で話し合うことっていうことを教職員組合側から要請して、そしたら県

の教育委員会の側が、職員50人未満も含めた全ての学校に設置して開催するよう市町村教委に要請しているっていうふうに答えているんです。実際に県教委からそういった要請が来ている事実というのはあるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　ちょっとまだ把握しておりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　以前に、柴田町役場の同じような労働安全衛生委員会の問題を石森議員が取り上げていましたけれども、私、教員の現場自体も、いわゆるその教育活動以外の部分での業務、例えば事務作業でありますとか、事務作業の効率化でありますとか、本当に必要な研修のみにする部分でありますとか、そういった部分を、いわゆる仕事、教育活動以外の仕事の部分も含めた効率化をやっぱり教員の先生の目と、それから第三者なり、それから専門家の目を通して、果たして今後も継続が必要なのかどうかということを含めた検討していく必要があるというふうに思うんです。

　これこそやっぱり何ていうんでしょう各学校あるいは市町村で取り組める内容なんではないかなあというふうに思っておりまして、形としての労働安全衛生委員会というふうにするのはもちろん必要なのかもしれませんが、それ以外でも、例えば、先ほどのアンケートであった最初の新任の先生の言葉というのは、すごくこう実際には声に出して先輩に言うのは非常に難しいけれども、思っていることはあるというふうに思いますので、そういう新任の先生も含め、あるいは第三者の声も含めた、業務改善の検討ができる場というのをやっぱりつくる必要があるんではないかなというふうに思うんです。その時点で、例えば先生たちがそのことによって時間が取られるとしても、その後の改善が見られるのであれば、必要な部分だというふうに思うんですがそのあたりをどうお考えでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　やっぱり大事なことだと思います。

　つい最近でも、例えばこの２学期制にしても、現場からの声がきっかけで、１年間、２年間もんで実施という形に踏み切っていますし、これからも、ほかに改められることというのがないだろうかというような目線は、校長先生方も常々流しながら、声があった場合には、それを取り上げて、９校全体の問題として考えて、対応できることであれば、対応に踏み切っていくというような考え方で、これからも頑張っていければと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○15番（広沢　真君）　何度も出てくる私の知り合いの複数の先生たちが、学校独自に長く続いている、しかし今も続ける必要があるのと思うようなのが意外とあると言うんですね。そういう部分の見直しって、ずっと長くいたり、あるいは学校の勤務がちょっと長かったりする先生だと気がつかない部分もあるというふうに思いますので、そういうのを見つける取組として、労働安全衛生委員会的な場を設けるというのは、１つ場を前に一歩進める上でも重要かなというに思います。県教委の指導云々というよりは、むしろ柴田町の教育委員会主導でそういう部分をやって、業務改善に取り組んだというのが、近隣も含めて教育現場の励ましにもなるんじゃないかなと思いますので、そういう、ぜひ先例をつくって頑張っていただければなというふうに思います。

長く教員の話をして、結果的に柴田町の子どもたちの教育が充実するようにと思って取り上げてまいりました。いろいろ話を聞くと、本当に先生たち頑張って頑張って苦労して、しかし報われない部分というのがあって、もやもやしている部分があるというふうに思いますんで、去年ですけれどもね、今年はもう再任用で別の学校に行っちゃったんですけれども、定年を前にして思っていたのが、夏休み終わりに近づいてくると、ああ、また生活が戻るのかというふうに思ってしまう。笑った方いらっしゃいますが、情けない話だけれども、本当にそう思う先生がいるっていうことなんですよ。定年前の大ベテランですよ、そう思わざるを得ない、要するに学校が始まれば子どもたちの元気な顔が見られて、非常にそれが楽しみなのと同時に、何ていうのか、実際の子どもたちに接する以外の業務で追いまくられる自分の姿を想像すると、夏休みの終わりは少し怖くなるっていうふうに率直に語っておられたのが非常に印象的で、夏休み以降、出てこられなくなる先生がいたりなんていうことがあってはならないというふうに思います。

その点では、まず今、柴田町の抱えている自由に産休が取れたりできなくなりかねない状況を改善するためにも県教委ともぜひもっと交渉していただいて、特に面倒くさい議員から見つけられて、議会でも問題にされているから何とかしてくれというふうに交渉の材料に使っていただいても構いませんので、そのあたりも含めた代替教員の確保と同時に、非常に悩ましい問題で、どういうふうに取り組んでいったらいいかという特効薬は見えないんですが、でも、一つ一つの取組や、あと柴田町でできる業務改善の中身、学校の言っても仕事の効率化なんていう取組なんかが、今後取り組まれますよう要請して私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　これにて、15番広沢　真君の一般質問を終結いたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前９時30分から再開といたします。

ご苦労さまでした。

午後２時３５分　　散　会

上記会議の経過は、事務局長大山　薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年９月６日

議　　長　　髙　橋　たい子

署名議員　１６番　白　内　恵美子

署名議員　１７番　平　間　奈緒美